

入間市地域防災計画 資料編

(令和5年4月修正)

入間市防災会議

目次

[第1編 資料集]

資料1 防災体制

【資料1-1】入間市防災会議条例	1
【資料1-2】入間市防災会議委員一覧	3
【資料1-3】入間市災害対策本部条例	4
【資料1-4】動員体制及び事務分掌	5
【資料1-5】動員数の目安	8
【資料1-6】災害協定一覧	10
【資料1-7】現場本部の担当区域	17

資料2 災害環境

【資料2-1】砂防指定地一覧	18
【資料2-2】土砂災害警戒区域一覧	19
【資料2-3】要配慮者利用施設一覧	22

資料3 防災資源

【資料3-1】指定緊急避難場所・指定避難所一覧	26
【資料3-2】緊急輸送道路網図	28
【資料3-3】地区別防災拠点施設一覧	29
【資料3-4】防災行政用無線子局設置場所一覧	32
【資料3-5】特設公衆電話回線敷設場所一覧	34
【資料3-6】災害用指定井戸所有者一覧	36
【資料3-7】防災センター備蓄品目一覧	39
【資料3-8】緊急通行車両事前届出対象車両一覧	43
【資料3-9】災害時における給食施設規模（食）一覧	44
【資料3-10】広報車一覧	45
【資料3-11】土のう保管場所一覧	46

資料4 実施基準

【資料4-1】時系列にみた応急対応の流れ	47
【資料4-2】被害報告判定基準	51
【資料4-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	53
【資料4-4】入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱	59
【資料4-5】入間市被災建築物応急危険度判定要綱	61
【資料4-6】入間市災害弔慰金の支給等に関する条例	63
【資料4-7】入間市災害見舞金等支給要綱	68
【資料4-8】入間市被災者住宅貸付要綱	70

[第2編 避難所運営マニュアル]

入間市避難所運営マニュアル

第1章 マニュアルの目的・構成.....	避-1
第1節 目的.....	避-1
第2節 構成.....	避-1
第2章 避難所運営の基本方針.....	避-2
第1節 基本方針.....	避-2
第2節 このマニュアルの対象者.....	避-3
第3章 実施すべき業務.....	避-4
第1節 初動期.....	避-4
第2節 展開期.....	避-7
第3節 安定期.....	避-18
第4節 撤収期.....	避-19
関係様式.....	避-20

[第3編 様式集]

【様式1】 自衛隊災害派遣要請書.....	様-1
【様式2】 戸別被害調査票.....	様-2
【様式3】 地域被害調査集計票.....	様-3
【様式4】 公共土木被害調査票.....	様-4
【様式5】 被害集計票.....	様-5
【様式6】 災害緊急速報.....	様-6
【様式7】 農林被害調査票.....	様-7
【様式8】 発生速報.....	様-8
【様式9】 経過速報.....	様-9
【様式10】 被害状況調.....	様-10
【様式11】 罹災証明書.....	様-12
【様式12】 罹災証明交付申請書.....	様-13

第1編 資料集

入間市防災会議条例

昭和39年4月1日
条 例 第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第6項の規定に基づき、入間市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平12条例26・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入間市地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項

（平24条例27・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

2 会長は市長とする。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 埼玉西部消防組合入間署長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

（平3条例12・平24条例18・平24条例27・一部改正）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第43号）

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第12号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第26号）

【資料1-1】入間市防災会議条例

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-2】入間市防災会議委員一覧

	区 分	機 関 名	職 名
1	会 長	入間市	市長
2	1号委員	所沢労働基準監督署	署長
3	2号委員	西部地域振興センター	所長
4	2号委員	飯能県土整備事務所	所長
5	2号委員	狭山保健所	所長
6	3号委員	狭山警察署	署長
7	4号委員	入間市	副市長
8	4号委員	入間市	企画部長
9	4号委員	入間市	総務部長
10	4号委員	入間市	市民生活部長
11	4号委員	入間市	環境経済部長
12	4号委員	入間市	都市整備部長
13	4号委員	入間市	福祉部長
14	4号委員	入間市	こども支援部長
15	4号委員	入間市	健康推進部長
16	4号委員	入間市	危機管理安全部長
17	4号委員	入間市	上下水道部長
18	4号委員	入間市	議会事務局長
19	4号委員	入間市	教育部長
20	4号委員	入間市	女性管理職（課長職以上）
21	4号委員	入間市	女性管理職（課長職以上）
22	5号委員	入間市	教育長
23	6号委員	埼玉西部消防組合入間消防署	署長
24	6号委員	入間市消防団	消防団長
25	7号委員	西武鉄道(株)	
26	7号委員	東京電力パワーグリッド(株)川越支社	
27	7号委員	(株)NTT東日本-関信越埼玉西支店	
28	7号委員	入間地区医師会	
29	7号委員	日本郵便(株)狭山郵便局	
30	8号委員	入間市連合区長会	
31	8号委員	株式会社エフエム茶笛	
32	8号委員	入間ケーブルテレビ株式会社	
33	8号委員	学識経験者	
34	8号委員	入間市男女共同参画審議会	
35	8号委員	入間市高齢者福祉審議会	
36	8号委員	入間市障害者福祉審議会	
37	アドバイザー	航空自衛隊中部航空方面隊司令部	

入間市災害対策本部条例

昭和39年4月1日
条 例 第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき入間市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平23条例14・平24条例27・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第43号）

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-4】 動員体制及び事務分掌

部名	初動期 (発災～概ね3日目)		応急復旧期 (概ね4日目～)		
	班名	担当課	班名	担当課	所掌事務
企画部	秘書広報班	秘書課 未来共創推進室	秘書広報班	秘書課 未来共創推進室	1 本部長への面談に関する事 2 市長会との連絡調整に関する事 3 報道関係機関との連絡調整に関する事 4 災害情報の広報に関する事 5 災害記録等に関する事 6 インターネットによる情報発信に関する事
	企画班	企画課	企画班	企画課	1 国会・政府機関への要望等に関する事
	情報機器運用班	情報政策課	情報機器運用班	情報政策課	1 災害時における情報機器の調達及び運用に関する事
	財務班	財政課 会計課	財務班	財政課 会計課	1 災害予算の編成及び資金調達に関する事 2 災害予算の執行及び管理に関する事 3 災害における出納に関する事 4 義援金の保管に関する事 5 災害予算に係る国・県との連絡調整に関する事
	避難所対応員 または 応援班	デジタル行政推進課	協力班	デジタル行政推進課	1 企画部各班の応援に関する事
総務部	人事班	人事課	人事班	人事課	1 職員の動員、非常招集・解除、公務災害に関する事 2 動員職員の勤務、給与、食糧に関する事 3 職員の配置状況の把握及び調整の総括に関する事 4 職員の被災状況の把握及び安否に関する事 5 派遣職員、被派遣職員の扱いに関する事
	調整班	管財課	調整班	管財課	1 市有財産の管理及び損害保険に関する事 2 食料、生活必需品(救援物資含む。)、設備資材、燃料等の調達に関する事 3 車両の確保及び輸送に関する事 4 庁舎の初期対応に関する事(消火・避難誘導) 5 災害対策本部設置・運営の応援に関する事 (庁舎の安全確認を含む)
	営繕班	公共施設マネジメント推進課	営繕班	公共施設マネジメント推進課	1 都市整備部建築班の応援に関する事 (応急危険度判定実施の応援に関する事)
	避難所対応員 または 応援班	市民税課 資産税課 収税課 債権回収対策室 総務課	調査班	市民税課 資産税課 収税課 債権回収対策室	1 住家等の戸別被害状況調査に関する事 2 被害認定に関する事 3 市税等の減免措置に関する事
			協力班	総務課	1 総務部各班の応援に関する事
市民生活部	現場本部員	地域振興課 人権推進課 市民課	総括班	地域振興課	1 本部運営の支援に関する事 2 現場本部(地区センター)との連絡調整に関する事 3 自主防災会(区・自治会)との連絡調整に関する事 4 被災外国人の支援に関する事
			生活班	人権推進課	1 災害時の苦情処理等相談に関する事 2 生活必需品等物資買い占め及び売り惜しみ防止に関する事
			市民班	市民課	1 災害証明書の発行に関する事 2 死体の収容及び埋火葬の手続きに関する事 3 住民基本台帳に係る諸証明書の発行に関する事
環境経済部	避難所対応員	農業振興課	環境班	エコ・クリーン政策課 生活環境課	1 公害防止・防疫に関する事 2 専用水道及び飲用井戸に関する事 3 死体の埋火葬及び保管に関する事(瑞穂斎場関連) 4 家庭動物の保護対策に関する事
			清掃班	総合クリーンセンター	1 災害廃棄物の処理に関する事 2 災害時のし尿処理に関する事 3 清掃班関係業者等との連絡調整に関する事
	避難所対応員 または 応援班	エコ・クリーン政策課 生活環境課 総合クリーンセンター 商工観光課	産業班	農業振興課 商工観光課	1 農業の被害状況調査に関する事 2 商店、工場、事業所等の被害状況に関する事 3 農業関係団体(農協等)、商工業関係団体(商工会、工業会等)との総合調整に関する事 4 産業に係る応急救済・復興支援に関する事 5 農村環境改善センターの災害時運用に関する事

【資料1-4】 動員体制及び事務分掌

部名	初動期 (発災～概ね3日目)		応急復旧期 (概ね4日目～)		
	班名	担当課	班名	担当課	所掌事務
都市整備部	応急対応班	都市計画課 道路管理課 道路整備課 区画整理課	都市計画班	都市計画課	1 応急仮設住宅（見なし仮設住宅含む）に関する事 （調達・整備・入居者選考等） 2 公共土木施設（公園）の災害予防、被害状況調査、 応急復旧に関する事 3 都市整備部道路・土木班の応援に関する事 4 災害後の復興都市計画に関する事
			道路・土木班	道路管理課 道路整備課 区画整理課	1 公共土木施設（公園を除く）の災害予防、被害状況 調査、応急復旧に関する事 2 災害対策の労働力の確保に関する事 3 応急復旧建設資材の確保に関する事 4 交通障害物の除去及び交通規制等に関する事 5 仮設道路等、応急交通対策に関する事 6 土木関係機関・事業者との連絡調整に関する事 7 上下水道部対策班の応援に関する事
	建築班	開発建築課	建築班	開発建築課	1 応急危険度判定の計画及び運用に関する事 2 民間住宅の被害復旧等の相談に関する事
福祉部	避難所対応員	高齢者支援課	総務班	福祉総務課	1 ボランティアの受入れ及び対応に関する事（災害 ボランティアセンターの運営に関する事を含む） 2 民生委員及び日本赤十字社との連絡調整に関する事 3 義援金の募集、受付、配分に関する事 4 災害救助法に基づく事務手続きに関する事 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する 事
	避難所対応員 または 応援班	福祉総務課 生活支援課 障害者支援課	救護班	生活支援課 障害者支援課 高齢者支援課	1 要配慮者の安否確認、救護、生活支援に関する事 2 要配慮者の相談に関する事 3 福祉部が所管又は窓口となる福祉施設の被害状況調 査及び災害対策に関する事 4 狭山保健所との総合調整に関する事 5 福祉部総務班の応援に関する事
子ども支援部	避難所対応員	青少年課	子ども支援班	子ども支援課 保育幼稚園課 青少年課	1 災害遺児の援護に関する事 2 入所・入園児童の保護、安否確認に関する事 3 避難所（青少年活動センター）の運営に関する事 4 子ども支援部所管施設の被害状況調査に関する事 5 臨時保育所の開設に関する事 6 広域避難受入の実務に関する事
	避難所対応員 または 応援班	子ども支援課 保育幼稚園課 【保育士】			
健康推進部	救護所対応員	地域保健課	衛生班	健康管理課 地域保健課	1 保健衛生に関する事 2 感染症に関する事 3 救護所に関する事 4 医療救護及びその事務処理に関する事 5 医療品及び衛生材料の確保に関する事 6 医療機関、医師会及び保健所等の関係機関との連絡 調整に関する事 7 災害対策本部代替施設に関する事
	避難所対応員 または 応援班	健康管理課			
	避難所対応員	スポーツ推進課	避難所運営班	スポーツ推進課	1 体育施設の被害状況調査に関する事 2 指定避難所（武道館等の管理施設）の開設、運営に 関する事 3 広域避難受入の実務に関する事 4 災害ヘリポートの確保に関する事 5 救援物資の一時保管に関する事
	避難所対応員 または 応援班	国保医療課 介護保険課	保険班	国保医療課 介護保険課	1 保険税等の減免措置に関する事 2 福祉部救護班の応援に関する事（要配慮者関係） 3 介護保険関連施設の被害状況調査に関する事
上下水道部	応急対応班	上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課	対策班	上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課	1 上下水道部防災計画に基づく対応に関する事 2 都市整備部道路・土木班の応援に関する事
議会事務局	避難所対応員 または 応援班	議会事務局	議会班	議会事務局	1 市議会議員との連絡及び局内の連絡調整に関する事 2 情報の収集及び連絡に関する事 3 災害に関する市議会の会議に関する事

【資料1-4】 動員体制及び事務分掌

部名	初動期 (発災～概ね3日目)		応急復旧期 (概ね4日目～)		
	班名	担当課	班名	担当課	所掌事務
教育部	避難所対応員	学校教育課 教育総務課 社会教育課 学校給食課 図書館 博物館	学校教育班	学校教育課	1 被災児童生徒に関すること 2 応急教育の指導に関すること 3 児童生徒の避難に関すること 4 県教育委員会等との連絡調整、教職員との連携に関すること 5 教育部避難所運営班の応援に関すること (学校施設利用及び教員への協力依頼に関する調整)
			避難所運営班	教育総務課 社会教育課 図書館	1 教育施設の被害状況調査に関すること 2 指定避難所の開設、運営に関すること 3 指定避難所への避難者の状況把握・支援に関すること 4 広域避難受入の実務に関すること
			給食班	学校給食課	1 給食施設の被害状況把握に関すること 2 応急給食及び炊き出しに関すること
			本部応援班	博物館	1 災害対策本部運営の応援に関すること 2 災害対策本部代替施設に関すること 3 文化財の保護及び被害状況調査に関すること
	秘書班	教育総務課	秘書班	教育総務課	1 教育長への面談及び被災地視察に関すること 2 学校関係情報の収集及び連絡に関すること
本部	総括班	危機管理課 市民安全課 本庁舎近隣居住職員等	総括班	危機管理課 市民安全課	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部会議に関すること 3 防災情報の収集及び伝達に関すること 4 防災関係機関との連絡及び要請に関すること 5 災害関連法規に関すること 6 警察（交通）との連絡調整に関すること 7 自衛隊との連絡調整に関すること 8 防災行政用無線の運用に関すること
	現場本部	選挙管理委員会事務局	協力班	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1 災害対策本部より指定のあった災害対応に関すること
	避難所対応員 または 応援班	監査委員事務局 農業委員会事務局			
消防団	消防班	消防団員	消防班	消防団員	1 災害の警戒及び防災活動に関すること 2 人命救助、救急活動に関すること 3 消防警戒区域の設定に関すること 4 避難勧告等の伝達及び避難誘導に関すること 5 消防水利及び消防車両等の進入路の確保に関すること
危険度判定員	危険度判定員	建築物応急危険度判定士 宅地危険度判定士	危険度判定員	建築物応急危険度判定士 宅地危険度判定士	1 応急危険度判定の実施に関すること

【資料1-5】動員数の目安

動員数の目安
【風水害】

- ：全員
- ：一部職員
- △：招集発令のあった場合

配備基準・配備体制	災害対策本部設置		必要な対応		実施会議	
			情報収集・情報共有	情報収集・情報共有 準備対応	危機管理課職員による 情報収集を実施	事前調整会議
-	-					
台風等において、災害の発生が予測され風雨等が強まりつつある状況	事前調整会議体制（準備体制）			情報収集・情報共有 準備対応	危機管理課職員による 情報収集を実施	事前調整会議
災害の要因が認められた場合	警戒体制 第1配備	なし	平常組織による警戒活動の実施			
軽微な被害が発生した場合	警戒体制 第2配備		状況に応じた配備体制の強化や本部設置などの判断		災害警戒会議	
相当規模の災害の発生が予想される場合	非常体制 第1配備	あり		災害対策本部体制による応急対策活動実施		
激甚的な災害が発生した場合	非常体制 第2配備				災害対策本部会議	

各部各班		消防団	危機管理課職員	消防団	警戒第1（必要に応じ出動要請）	警戒第2（正副団長は本部・消防署長）	非常体制（本部・消防署・現場本部、詰所）
本部職員			○		●	●	●
指名本部職員					●	●	●
応急対応班	郵書整備部 上下水道部		○ 管理課職員		○ 20人	○ 25%	○ 60%
秘書広報班	秘書課・ 未来共創推進室		○ 課長 室長		○ 課長 室長	○ 25%	○ 60%
人事班	人事課		○ 課長		○ 課長	○ 25%	○ 60%
総括班	指名職員				○ 5人	○ 25%	○ 60%
応援班	指名職員					○ 25%	○ 60%
現場本部職員	センター職員 指名職員		△		△	●	●
現場本部長	センター長		△		●	●	●
避難所対応職員	指名職員		△		△	△	●
その他	各部各班				○	○ 25%	○ 60%

※ 動員数・割合は目安であり、必要に応じて各部長の判断により対応する。
 ※ 上下水道部の動員数については、入間市上下水道部防災計画における体制を記載したものの。
 ※ 各部各班における職員の招集割合については、小数点以下切り上げとする。

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
医療・救助関係	1	災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本救助犬協会	平成10年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の人命捜索活動のための出動 ・防災訓練への参加 ・出動した場合の指揮に関すること
	2	災害時の医療救護活動に関する協定	(社)入間地区医師会	平成12年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣 ・傷病者に対する応急措置
応急・復旧対策関係	1	緊急時における応急対策の協力に関する協定	入間市災害対策協会	平成27年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急時の出動 ・機材の提供（レンタル）
	2	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成29年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の家屋調査の支援 ・罹災証明についての相談に関する支援
	3	入間市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定	埼玉建築士会入間第二支部入間部会	平成30年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の被災建築物応急危険度判定活動
	4	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・地図製品等の供給
	5	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人埼玉県獣医師会西支部狭山分会	平成31年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷した被災動物への診療措置に関すること ・負傷した被災動物の診療施設への受入に関すること ・被災動物の保護及び管理に関すること ・被災動物に関する情報提供に関すること ・施設、設備及び物資の供給、その他必要な災害応急業務に関すること
	6	入間市災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定	社会福祉法人入間市社会福祉協議会	令和4年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・入間市災害ボランティアセンターの設置・運営等
情報伝達関係	1	災害時緊急放送に関する協定	(株)エフエム茶臼	平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時の災害発生状況の放送 ・市民の安否情報及び被害状況の放送 ・避難所の開設、食糧の供給情報の放送
	2	災害時における入間市と入間市内郵便局の協力に関する覚書	入間市内郵便局	平成9年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局施設及び用地の物資集積場所の提供 ・避難場所への臨時郵便差出箱の設置 ・郵便、為替、貯金及び簡易保険の特別事務
	3	災害時等の情報収集活動及び緊急用品搬送等出動に関する協定	埼玉レスキューサポート・バイクネットワーク	平成12年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報収集 ・災害時における緊急物資等の搬送
	4	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	平成23年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生またはおそれがある場合の情報交換・情報連絡員（リエゾン）の派遣

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
情報伝達関係	5	災害情報の緊急放送に関する協定	入間ケーブルテレビ(株)	平成25年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急放送 ・防災訓練への参加、防災知識の普及啓発活動等
	6	災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー(株)	平成30年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る情報の発信
	7	災害時における無人航空機の運用に関する協定	入間ケーブルテレビ(株)	令和元年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関する事 ・災害地図作成等の災害支援に関する事 ・無人航空機の運用に際し必要な航空局等への手続きに関する事
	8	災害時における無人航空機活用に関する協定	(株)アルサ埼玉	令和元年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における無人航空機の活用業務
	9	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	令和3年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の混雑状況の情報の提供
相互応援協力	1	大規模災害時における相互応援に関する協定	所沢市 飯能市	平成29年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の供給 ・復旧活動に必要な資機材及び職員等の派遣 ・被災者に対する住宅の供給
	2	大規模災害時における姉妹都市相互援助に関する協定	新潟県佐渡市(旧両津市)	平成8年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、資機材、食糧等の提供 ・被災児童等の受け入れ
	3	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内各市町村	平成19年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・遺体の火葬のための施設の提供 ・被災児童及び生徒の応急教育の受け入れ
	4	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成20年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等の提供・斡旋 ・一時的な仮置き場の提供 ・職員の派遣 ・処理の実施
	5	災害時相互応援に関する協定	宮城県岩沼市	平成30年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品等の提供 ・応急復旧等に必要な資機材、物資の提供 ・応援、救助活用に必要な車両等の提供 ・応急・復旧対策に必要な職員の派遣
被災者援助関係	1	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	イオンリテール(株)イオン入間店	平成18年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者救済活動 ・災害活動用資機材の提供 ・生活必需物資等の供給 ・一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 ・被災者に対する災害情報の提供

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
被災者援助関係	2	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)丸広百貨店	平成18年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	3	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ヤオコー	平成18年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	4	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ヨークマート	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	5	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)スーパーアルプス	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	6	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ベルク	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	7	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)スーパーバリュー	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	8	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)さえき	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	9	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ケーヨー	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	10	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)マミーマート	平成24年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
被災者援助関係	11	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)パスポート	平成25年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者救済活動 災害活動用資機材の提供 生活必需物資等の供給 一次的な避難場所の確保及び飲料水、トイレ等の提供 被災者に対する災害情報の提供
	12	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	平成30年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書申請書類に関する相談 自動車登録申請書類に関する相談 相続関係書類に関する相談 許認可申請書類に関する相談 権利義務・事実証明関係書類に関する相談 その他行政書士法に定める業務に関する相談
	13	災害時における被災者等相談に関する協定	埼玉司法書士会	平成31年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> 相続に関する相談 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 成年後見制度に関する相談 その他司法書士法に定める業務に関する相談
避難所関係	1	災害時における避難所及び防災施設の運営に関する協定	埼玉県飯能県土整備事務所	平成29年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の公園防災施設の利用に関すること 経費の一部負担に関すること 防災施設の鍵の保管について
	2	災害時における住宅が居住困難となった在宅要援護高齢者の避難施設利用に関する協定	(特養)入間老人ホーム (特養)聖愛園	平成19年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 要援護高齢者等の避難場所の確保
	3	災害時におけるバス利用に関する協定	社団法人埼玉県バス協会西部地区部会	平成22年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 避難者を避難所に避難させること バスを一時的避難所として利用すること
	4	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	埼玉県立狭山特別養護学校	平成26年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設及び運営
	5	災害時における住宅が居住困難となった在宅要援護高齢者の避難施設利用に関する協定	(特養)入間つつじの園	平成28年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 要援護高齢者等の避難場所の確保
	6	災害時における住宅が居住困難となった在宅要援護高齢者の避難施設利用に関する協定	(特養)鍵山苑	平成30年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> 要援護高齢者等の避難場所の確保
	7	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人茶の花福祉会	平成31年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設及び運営

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
避難所関係	8	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人羽搏会	平成31年4月1日	・福祉避難所の開設及び運営
	9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人創和	令和元年7月1日	・福祉避難所の開設及び運営
	10	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	埼玉県立入間わかき高等特別支援学校	令和元年8月1日	・福祉避難所の開設及び運営
	11	災害時における駐車場の一時利用に関する協定	入間法要殿(中央商事(株))	令和2年5月21日	・災害時における駐車場の一時使用
	12	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	NPO法人虹の郷	令和2年4月1日	・福祉避難所の開設及び運営
	13	災害時における駐車場の一時利用に関する協定	入間都市開発(株)	令和5年10月10日	・災害時における駐車場の一時使用
物資供給関係	1	災害時における発電機の優先利用に関する覚書	(株)東リース入間営業所	平成10年3月23日	・発電機の優先的な提供 ・使用場所までの搬送と引き上げ
	2	災害時等の食料品の優先供給に関する協定	いるま野農業協同組合	平成12年2月16日	・災害時における食糧品の優先供給
	3	災害時等の食料品の優先供給に関する協定	フジパン(株)武蔵工場	平成12年2月16日	・災害時における食料品の優先供給
	4	災害時等の食料品の優先供給に関する協定	山田食品産業(株)入間工場	平成12年2月16日	・災害時における食料品の優先供給
	5	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成25年3月18日	・応急生活物資の調達及び供給 ・物資搬送車両の確保 ・被災状況等の情報提供

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
	6	災害時における物資調達に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	平成27年8月31日	・災害活動用資機材の提供 ・生活必需物資等の供給
	7	災害時における段ボール製品の優先供給に関する協定	カネパパッケージ(株)	令和2年6月23日	・段ボール製品の優先供給
物資関係供給	8	災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサン王子コンテナ(株)	令和2年7月16日	・段ボール製品等の物資提供協力
輸送関係	1	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	(社)埼玉県トラック協会い るまの支部	平成11年3月29日	・災害時の人員、物資等の輸送の優先的利用 ・輸送活動に伴う運賃料金等 ・災害時相互応援協定市等への適用
	2	災害時の航空機の優先利用に関する協定	本田航空(株)	平成13年8月8日	・災害時における航空機の優先利用
	3	災害時における入間市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)奥井組	平成24年2月13日	・緊急支援物資搬送 ・大型資材による災害対応活動協力 ・一時的な避難場所の提供
	4	災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	福山通運(株)入 間支店	令和4年11月18日	・防災備蓄品の避難所等への配送 ・物資拠点施設から避難所等への物資配送 ・物資拠点施設における物資保管管理等の協力 ・施設の物資輸送拠点・緊急避難場所としての利用 ・資機材の提供 ・人員による物資輸送拠点運営等の協力
ライフライン関係	1	災害時の飲料水の供給に関する協定	サントリーフーズ(株)関東・甲信 越支社	平成17年8月14日	・災害時における飲料水等の優先供給
	2	相互応援給水に関する協定	飯能市	平成8年8月1日	・相互応援給水
	3	災害時等のLPガス等の優先供給に関する協定	入間ガス(株)	平成12年2月16日	・LPガスの優先供給 ・平常時からの優先供給品の確保
	4	災害時等のLPガス等の優先供給に関する協定	(社)埼玉県LP ガス協会西武 支部 入間地区会	平成12年2月16日	・LPガスの優先供給 ・平常時からの優先供給品の確保
	5	災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油業 協同組合入間 支部	平成12年2月16日	・灯油、ガソリン等の優先供給 ・平常時からの優先供給品の確保

区分	No.	協定名称	協定締結先	協定年月日	主な協定内容
	6	災害時における飲料水等の供給に関する協定	青伸産業運輸(株)	平成22年2月12日	・飲料水の優先的安定供給に関すること
	7	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成22年2月12日	・公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること ・公共施設等の電気設備の事故防止に対する処置に関すること
ライフライン関係	8	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)川越支社	令和2年9月18日	・災害時の情報連携、相互協力
	9	災害時の水道施設の復旧作業及び応急給水対策の協力	入間市水道協会	平成23年11月21日	・災害時の水道施設の復旧作業及び応急給水対策の協力
	10	災害時の水道施設の復旧作業及び応急給水対策の協力	入間市管工事協同組合	平成23年11月21日	・災害時の水道施設の復旧作業及び応急給水対策の協力
	11	災害時における応援協力に関する協定	フジ地中情報株式会社東京支店	平成29年4月1日	・需要者対応並びに災害状況の受付及び発信 ・応急給水作業における補助及び支援 ・漏水調査作業 ・その他水道施設等の復旧に関する必要な業務
	12	災害時における応援協力に関する協定	日本環境クリア(株)	平成27年4月1日	・浄水と送排水の被害状況確認、調査及び復旧作業 ・県水と自己水の水質確認作業 ・応急給水作業と資機材の支援 ・災害状況の受付及び発信 ・その他水道施設等の復旧に関する必要な業務
	13	大規模災害時におけるし尿処理に関する協定	入間環境衛生協同組合	平成28年2月24日	・し尿汲取車の手配 ・避難場所等への仮設トイレの手配
	14	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	埼玉県大久保浄水場	平成31年2月1日	・災害時における県水道施設の使用
	15	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	埼玉県 県内市町村 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	平成29年9月20日	・災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧新協力
	16	災害時の葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	令和2年2月17日	・棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体の収容・保全・処置・安置・搬送

【資料1－7】現場本部の担当区域

現場本部名	担当区・自治会区域
扇町屋	扇町屋第一区、扇町屋第二区、豊岡第三区、向原団地自治会、霞川団地自治会、入間豊岡団地自治会、入間扇町屋第一住宅自治会、入間扇町屋第三住宅自治会、入間駅前プラザ自治会、第一駅前プラザ自治会、扇町屋団地第四住宅自治会、入間扇町屋第二住宅自治会、ユアコート入間四季の丘自治会、プルミエール自治会、Uアリーナ自治会
東町	新田自治会、中原自治会、東久保自治会、入間ヶ丘自治会、一番村自治会、入間東町住宅区自治会、入間向陽台団地自治会
黒須	鍵山一丁目自治会、四区西自治会、宮前町自治会、春日町自治会、南六区自治会、北六区自治会、黒須団地自治会、入間ビレジ自治会、高倉自治会、南七区自治会、高倉東自治会、ハイラーク入間自治会
東金子	東金子地区全区・自治会
金子	金子地区全区・自治会
宮寺・二本木	宮寺・二本木地区全区・自治会
藤沢	第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区、西武狭山グリーンヒル自治会、上藤沢団地自治会、上ノ原自治会、エバープレイスガーデン自治会
東藤沢	第九区自治会、第十区自治会、第十一区自治会、第十二区自治会、第十五区自治会、第十六区自治会
西武	西武地区全区・自治会

【資料 2 - 1】砂防指定地一覧

溪流名	指定年月日
大沢川	S40.11.19
前掘川	S38.11.11
水晶沢	S47.9.5
前の沢	S51.3.5
牛 沢	S45.8.10
秋津沢	S39.9.17
霞 川	S24.4.11
八幡堀	S40.11.19
藤田掘川	S41.6.13

【資料2-2】 土砂災害警戒区域一覧

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定告示年月日	避難場所	要配慮者利用施設
1	高倉-1-1	高倉2丁目・3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	武道館	
2	高倉-1-2	高倉3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	黒須地区センター高倉分館	
3	高倉-1-3	高倉2丁目・3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	黒須地区センター高倉分館	
4	扇町屋-1-1	扇町屋2丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	扇町屋地区センター	
5	扇町屋-1-2	扇町屋2丁目・3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	扇町屋地区センター	
6	高倉-2	高倉3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	武道館	
7	扇町屋-2	扇町屋3丁目	急傾斜地の崩壊	平成26年5月30日	扇町屋地区センター	ケアハウスマナ
8	南峯-5	南峯	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
9	南峯-2	南峯	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
10	寺竹-1	寺竹	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
11	寺竹-2	寺竹	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
12	寺竹-4	寺竹	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
13	三ツ木沢	寺竹	土石流	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
14	金子	西三ツ木	土石流	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校	
15	御誉田沢	西三ツ木	土石流	平成27年3月24日	金子中学校・金子小学校・埼玉県茶業研究所	
16	上谷ヶ貫-3	上谷ヶ貫	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
17	北御誉田沢-1	上谷ヶ貫	土石流	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
18	北御誉田沢-2	上谷ヶ貫	土石流	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
19	下谷ヶ貫-1-1	下谷ヶ貫	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
20	下谷ヶ貫-1-2	下谷ヶ貫	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
21	下谷ヶ貫-3	下谷ヶ貫	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
22	根道1号	下谷ヶ貫	土石流	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
23	根道2号	下谷ヶ貫	土石流	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
24	光円寺沢	下谷ヶ貫	土石流	平成27年3月24日	埼玉県茶業研究所	
25	八津池団地	小谷田	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	入間市青少年活動センター・東金子小学校	
26	小谷田-5	小谷田	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子地区センター・東金子中学校	あいの郷
27	小谷田三丁目	小谷田三丁目	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子地区センター・高倉小学校	

【資料2-2】 土砂災害警戒区域一覧

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定告示年月日	避難場所	要配慮者利用施設
28	森坂	森坂	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	黒須地区センター高倉分館	
29	新久-1-1	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
30	新久-1-2	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
31	新久-2-1	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
32	新久-2-2	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
33	新久-3	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
34	新久-4	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
35	新久-5	新久	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	東金子小学校	
36	上直上	花ノ木	土石流	平成29年4月7日	埼玉県茶業研究所	金子第二保育所
37	貉川	花ノ木	土石流	平成29年4月7日	新久小学校	
38	霞川5	花ノ木	土石流	平成29年4月7日	新久小学校	
39	中神前	中神	土石流	平成29年4月7日	新久小学校	
40	前厚	根岸	土石流	平成29年4月7日	新久小学校	
41	仏子-1	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
42	仏子-2-1	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
43	仏子-2-2	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
44	前の沢	仏子	土石流	平成29年4月7日	西武中学校	
45	狭山	宮寺	土石流	平成29年4月7日	宮寺小学校	
46	野田-1	野田	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武小学校	
47	広町-1-1	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
48	広町-1-2	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
49	広町-2-1	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
50	広町-2-2	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
51	高揚-2	野田	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武地区センター	
52	大沢	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	仏子小学校	デｲｯﾍﾞｽ・宅老所里の家
53	欠下-1-1	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	仏子小学校	
54	欠下-1-2	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	仏子小学校	

【資料2-2】 土砂災害警戒区域一覧

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定告示年月日	避難場所	要配慮者利用施設
55	霞沢	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	西武中学校	
56	万亀	仏子	急傾斜地の崩壊	平成29年4月7日	仏子小学校	
57	霞沢1	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
58	霞沢2	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
59	霞沢3	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
60	大沢川-1-1	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
61	大沢川-1-2	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
62	大沢口	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	デｲｯﾍﾞｽ・宅 老所里の家
63	霞沢4	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
64	大沢川-2	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
65	万亀沢	仏子	土石流	平成29年4月7日	仏子小学校	
66	鶉の木-2	黒須1丁目	急傾斜地の崩壊	平成27年3月24日	黒須地区センター	

1. 高齢者福祉施設

種別	施設名	所在地	電話番号
サ高住	あいの郷	小谷田 269-1	04-2937-7181
サ高住	ホームステーションらいふ入間	宮寺 2803-12	04-2935-0530
サ高住	TC ピーパル入間	上小谷田 1-1-2	04-2936-9270
サ高住	入間藤沢幸楽園	下藤沢 3-25-1	04-2901-8989
サ高住	介護付き有料老人ホーム 住まいる入間	扇台 5-2-14	04-2960-4535
サ高住	マザーズハウス入間	狭山台 2-2-7	04-2934-7701
サ高住	ロイヤルレジデンス入間	狭山台 2-2-17	04-2937-3101
有料	ベストライフ入間	仏子 910-12	04-2931-2777
有料	SOMPOケア ラヴィーレ入間	宮前町 2-13	04-2964-6511
有料	有料老人ホーム サニーライフ入間	高倉 1-9-45	04-2963-3600
有料	入間ジョイフルホームそよ風	小谷田 1-12-22	04-2960-6700
有料	入間東幸楽園	扇町屋 1-5-7	04-2962-4141
有料	リアンレーヴ入間	下藤沢 3-38-2	04-2968-5762
有料	リアンレーヴ入間中央	黒須 2-5-11	04-2966-1201
有料	イリーゼ入間	春日町 1-10-26	04-2960-6851
有料	イリーゼ武蔵藤沢	東藤沢 3-9-13	0120-12-2943
有料	ベストライフ武蔵藤沢	東町 6-6-1	03-5908-2020
特養	入間老人ホーム (本館・別館)	小谷田 1656	04-2963-4801
特養	聖愛園	二本木 1083-1	04-2934-2431
特養	杏樹苑 (滔々館)	上藤沢 851-1	04-2966-7171
特養	杏樹苑爽風館	仏子 1111-1	04-2931-1616
特養	扇揚苑	中神 853-1	04-2935-0123
特養	入間つつじの園	宮寺 2467	04-2934-6800
特養	鍵山苑 (1号館・2号館)	鍵山 3-11-2	04-2963-8877
特養	けやき野の森	下藤沢 1157-1	04-2937-5400
老健	ケアセンターなごみ	小谷田 1258-1	04-2934-5077
老健	アヴニール	二本木 1082-1	04-2934-6910
老健	ゆりの木	宮寺 3187-31	04-2934-5055
老健	いるまの里	野田 1630	04-2933-1000
軽費	ケアハウスマナ	扇町屋 3-5-30	04-2964-2040
軽費	ケアハウスグランコート	高倉 5-2-12	04-2966-3333
デイ	おおぎデイサービスセンター	東町 4-1-80	04-2966-4377
デイ	杏樹苑 デイサービスセンター	上藤沢 851-1	04-2966-7171
デイ	デイサービスセンター マナ	扇町屋 3-5-30	04-2964-2040
デイ	杏花里デイサービスセンター	新光 115-5	04-2931-3535
デイ	入間デイサービスセンター	小谷田 1656-1	04-2966-0678
デイ	扇揚苑デイサービスセンター	中神 853-1	04-2935-0120
デイ	デイサービス・宅老所 里の家	仏子 284-10	04-2932-7002
デイ	デイサービス アンミッコ宮前	宮前町 9-20	04-2966-5858
デイ	フィットリハ陽 豊岡	東町 3-4-1 北田ハイツ1階	04-2941-3040
デイ	デイサービスセンター虹	扇台 4-5-19	04-2901-1122
デイ	デイサービスセンターサンタの森 入間	扇町屋 1丁目4番8号	04-2901-7500
デイ	デイサービス入間つつじの園	宮寺 2467 番地	04-2934-6800
デイ	有限会社豊岡ハウス デイサービス響	扇台 5-9-10	04-2965-7666
デイ	デイサービス レジデンス扇台	扇台 4-1-7	04-2968-3923
デイ	GENK INEXT 入間下藤沢	下藤沢 470 フラッシュ藤沢 102	04-2941-2405
デイ	早稲田イーライフひだまり	新久 602-14 ムサビル1F	04-2941-3376
デイ	早稲田イーライフむさし藤沢	下藤沢 1-1-26	04-2936-9292
デイ	リハビリサービス ステップぱーとなー入間事業所	狭山台 1-1-6	04-2907-3416

種別	施設名	所在地	電話番号
デイ	SONPO ケア ハッピーデイズ入間	宮前町 3-26	04-2968-6996
デイ	はなの和 デイサービス	新久 928-10	04-2946-7260
デイ	ファミタウンみずほ	宮寺 2661-18	04-2968-5824
デイ	デイサービス本舗 むさし野	中神 654	050-8002-0757
デイ	ストライド入間	豊岡 1-3-18 リアライズ入間駅前ビルA棟6階	04-2901-3355
デイ	デイサービス Smile Again (スマイルアゲイン)	東町 5-2-35	04-2901-8455
デイ	リラクサイズ武蔵藤沢	東藤沢 7-32-8 小林ハイツ 1F	04-2946-9282
小規模	杜の家あい	森坂 4-12	04-2960-6276
小規模	杜の家あい 藤沢 (サテライト)	上藤沢 330-3	04-2966-5111
小規模	まごころの家 あゆみ入間	野田 583-1	04-2935-3801
小規模	ホスピタリティハウス青い鳥	二本木下狭山 88-5	04-2934-3000
認知	ヒューマンライフケア入間グループホーム	宮前町 9-2	04-2966-4175
認知	グループホーム SAKURA	小谷田 1656-1	04-2963-4888
認知	グループホーム杜の家あい	森坂 4-12	04-2960-6276
認知	扇揚苑グループホーム	中神 853-1	04-2935-0122
認知	グループホームあおぞら宮寺	宮寺 1721-1	04-2941-3466
認知	グループホームなでしこ	下藤沢 635-25	04-2901-8500
認知	グループホームほほえみ	新光 115-1	04-2931-1515

(注)「サ高住」はサービス付き高齢者向け住宅、「有料」は有料老人ホーム、「特養」は特別養護老人ホーム、「老健」は介護老人保健施設、「軽費」は軽費老人ホーム(ケアハウス)、「デイ」は通所介護(デイサービス)、「小規模」は小規模多機能型居宅介護、「認知」は認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の略語である。

2. 障害者福祉施設

種別	施設名	所在地	電話番号
グループ	いそのハウス	東町 1-9-25 A101~103、A201~203	04-2965-0370
グループ	たかくら大樹	高倉 5-16-44	04-2964-4111
グループ	グループホームもりさか大樹	森坂 3-5	04-2964-4111
グループ	グループホームとよおか大樹	豊岡 1-12-25	04-2964-4111
グループ	あらく大樹	新久 935-3	04-2964-4111
グループ	グループホーム雉鳩	小谷田 707-9	04-2964-0124
グループ	雉鳩 299	小谷田 2-2-18	04-2964-0124
グループ	グループホームこやた大樹	上小谷田 3-2-25	04-2966-7979
グループ	グループホーム下こやた大樹	小谷田 273-1	04-2966-7979
グループ	グループホーム下こやた大樹第二	小谷田 273-1	04-2966-7979
グループ	グループホーム下こやた大樹第三	小谷田 273-1	04-2966-7979
グループ	グループホームかつら大樹	小谷田 382-1	04-2966-7979
グループ	ケアホーム くらまつ	上藤沢 351-8	04-2935-3911
グループ	ソフィアホーム野口	野田 3007-6	070-4128-7804
グループ	ソフィアホーム根岸	金子中央 17-15	070-4128-7804
グループ	ソフィアホーム野林	小谷田 2-1-42	070-4128-7804
グループ	ソフィアホーム高木	小谷田 1536-5	070-4128-7804
グループ	ソフィアホーム宮本	東町 5-6-8	070-4128-7804
グループ	モンテホーム入間Ⅰ	南峯 364-15	04-2001-3389
グループ	モンテホーム入間Ⅱ	野田 263-5	04-2001-3389
グループ	ソフィアホームみあき	新光 274-12	070-4128-7804
グループ	ソーシャルインクルーホーム上藤沢	上藤沢 542-4	04-2968-9035

種別	施設名	所在地	電話番号
グループ	ひこぼしホーム1	小谷田 1-16-9	04-2937-6173
グループ	ひこぼしホーム2	扇町屋 3-4-22	04-2937-6173
グループ	ひこぼしホーム3	小谷田 1518-428	04-2937-6173
グループ	という宮寺	宮寺 4143-18	090-6518-9707
短期入所	大樹の里	高倉 4-15-5	04-2964-3965
短期入所	大樹館	高倉 4-15-5	04-2966-1941
短期入所	大樹の華	高倉 5-17-46	04-2902-6778
短期入所 ※	短期入所入間上藤沢	上藤沢 542-4	04-2968-9035
就労継続B	おおるり	小谷田 707-1	04-2962-5907
就労継続B	大樹作業所	新久 227-1	04-2936-2511
就労継続B	こやた大樹作業所	上小谷田 3-2-22	04-2966-0066
就労継続B	しみず橋大樹作業所	新久 623-2	04-2968-3511
就労継続B	創和ユニット	久保稲荷 1-27-4	04-2963-3927
就労継続B	チャレンジ1号館	下藤沢 632-1-2	04-2936-9712
就労継続B	創和満天工房	東町 1-10-3	04-2968-7341
就労継続B	虹の郷福祉作業所	高倉 5-15-24	04-2936-8755
就労継続A	ふじさわ大樹作業所	上藤沢 708-1	04-2966-2941
就労継続A	ウェルフェアD入間I	豊岡 1-4-37 アイムホームビル77-4F	04-2968-9063
就労移行	aloha 入間	河原町 1-25 ユーケー入間駅前ビル1F	04-2968-6317
就労移行	aloha 入間センター	豊岡 1-5-34	04-2934-5898
就労移行	就労移行支援つばさ	豊岡 1-3-22 エルトール入間 403	04-2941-5150
就労移行	就労移行支援事業所大樹	高倉 5-15-23	04-2902-6857
生活ホーム	生活ホームつばさ	狭山台 4-20-2	04-2934-8855
生活介護	入間デイサービスセンター大樹	新久 342-2	04-2936-5800
生活介護	いずみ	南峯 1-1-4	04-2937-3137
生活介護	フラミンゴ	小谷田 705-1	04-2946-7750
生活介護	くみワーク	木蓮寺 545-2	04-2902-6902
生活介護	おりひめ	南峯 240-1	04-2937-6173
デイサービス	在宅支援センター大樹	上藤沢 987-1 2階	04-2968-3581
地活(身・療)	扇台福祉作業所	扇台 2-7-26	04-2962-5308
地活(身・療)	花の郷福祉作業所	新久 127-1	04-2934-7745
地活(精神)	つどい	豊岡 3-8-5 あたご坂ビル2階	04-2964-2117

(注)「グループ」はグループホーム、「短期入所」は生活介護・施設入所支援・短期入所(※ただし短期入所入間上藤沢については、短期入所のみ)、「就労継続B」は就労継続支援B型、「就労継続A」は就労継続支援A型、「就労移行」は就労移行支援・就労継続支援B型、「生活ホーム」は生活ホーム、「生活介護」は生活介護、「デイサービス」は障害者デイサービス、「地活(身・療)」は地域活動支援センター(身体・療育)、「地活(精神)」は地域活動支援センター(精神)の略語である。

3. 病院

種別	病院名	所在地	電話番号
救、療	原田病院	豊岡 1-13-3	04-2962-1251
救、療	小林病院	宮寺 2417	04-2934-5121
救、療	西武入間病院	野田 3078-13	04-2932-1121
救	豊岡整形外科病院	豊岡 1-7-16	04-2962-8256
救	豊岡第一病院	黒須 1369-3	04-2964-6311
	金子病院	新久 680	04-2962-2204
	入間ハート病院	小谷田 1258-1	04-2934-5050
	松風荘病院	東藤沢 5-9-2	04-2962-3091

(注)「救」は救急医療機関、「療」は療養病床を有する病院の略である。

4. 保育所

種別	施設名	所在地	電話番号
市立	豊岡保育所	扇町屋 1-7-17	04-2962-4493
市立	高倉保育所	高倉 5-1-11	04-2962-6160
市立	東金子保育所	新久 487-2	04-2962-7881
市立	金子第一保育所	南峯 75	04-2936-0237
市立	金子第二保育所	花ノ木 142	04-2936-1655
市立	宮寺保育所	宮寺 595-1	04-2934-2058
市立	二本木保育所	二本木 231-1	04-2934-1701
市立	藤沢保育所	東藤沢 8-12-27	04-2962-4044
市立	藤沢第二保育所	下藤沢 3-36-1	04-2962-3680
市立	西武中央保育所	野田 519	04-2932-2905
市立(公設民営)	黒須保育所	宮前町 8-18	04-2962-7301
私立	豊岡保育園	宮前町 2-2	04-2962-3448
私立	あけぼの保育園	東町 1-8-5	04-2962-2428
私立	いるま保育園	東町 4-1-24	04-2962-8253
私立	しらさぎ保育園	春日町 2-12-1	04-2963-1564
認定こども園	おおぎ第二こども園	豊岡 1-8-24	04-2963-0007
私立	ChaCha Children Iruma	小谷田 64	04-2964-5559
私立	ゆりかご保育園	宮寺 3239-2	04-2934-2967
私立	こどものくに保育園	下藤沢 1305-1	04-2963-0341
私立	あけぼの保育園分園	小谷田 653-1	04-2966-6730
私立	わかばの森保育園	上藤沢 687-2	04-2965-3003
私立	杏ほいくえん	仏子 1113-1	04-2931-2000
私立	木の実保育園	河原町 15-11 駅前第二ビル 103	04-2966-2155
私立	むさしっこ保育園	下藤沢 1-12-1	04-2965-5872
私立	どろんこ保育園	上藤沢 547-1	04-2962-5763
認定こども園	おおぎこども園	扇台 4-5-19	04-2963-7707
小規模保育A型	すくすく保育園	東町 5-6-5	04-2962-4351
小規模保育A型	おひさま保育園	野田 3047-19	04-2933-1325
小規模保育A型	武蔵藤沢めぐみ保育園	下藤沢 4-1-9	04-2941-2586
小規模保育A型	みつばち保育園	扇台 2-3-31-1	04-2901-0328
小規模保育A型	夢の森ほのぼのハニー保育園	新光 233-1	04-2936-9016
小規模保育A型	スクルドエンジェル保育園久保 稲荷園	久保稲荷 3-1-8	04-2936-9896
小規模保育A型	むさし保育園	東町 6-1-13-1	04-2902-6926

5. 幼稚園

種別	施設名	所在地	電話番号
私立	めぐみ幼稚園	小谷田 1-7-9	04-2962-2300
私立	いるま幼稚園	久保稲荷 1-25-3	04-2964-2498
私立	元加治幼稚園	野田 1585	04-2932-0184
私立	武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園	中神 741-1	04-2932-1640
私立	わかばの森幼稚園	上藤沢 694-1	04-2962-6055
私立	若杉幼稚園	下藤沢 1281-11	04-2964-1292
私立	角栄幼稚園	東藤沢 4-15-20	04-2962-4578
私立	白梅幼稚園	下藤沢 2-30-1	04-2963-0503
私立	あんず幼稚園	仏子 1089-34	04-2932-6464

地区	番号	施設名	所在地	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	緊急避難場所				避難所	避難所としての 収容人数	備考
						火災	地震	土砂災害	洪水			
豊岡	1	豊岡小学校	向陽台 1-1-14	27,766	7,537	●	●	●	●	●	1,675	
	2	豊岡高等学校	豊岡 1-15-1	43,187	15,307	●	●	●	●	●	3,402	
	3	入間向陽高等学校	向陽台 1-1-1	38,006	14,198	●	●	●	●	●	3,155	
	4	豊岡中学校	向陽台 2-1-20	27,824	9,694	●	●	●	●	●	2,154	
	5	東町地区センター	東町 3-1-35	1,711	1,053	×	●	●	▲	●	234	周辺被災状況を踏まえて使用
	6	富士見公園	東町 1-16	33,215	0	●	—	—	—	—	0	避難所なし
	7	東町小学校	向陽台 2-1009-3	28,000	7,366	●	●	●	●	●	1,637	
	8	東町中学校	向陽台 2-1-22	28,010	7,672	●	●	●	●	●	1,705	
	9	黒須地区センター高倉分館	高倉 4-6-20	1,249	641	×	●	●	●	●	142	※令和10年度に施設廃止予定
	10	高倉小学校	高倉 4-14-7	21,116	6,255	●	●	●	●	●	1,390	
	11	扇町屋地区センター	扇町屋 1-9-34	2,511	985	×	●	●	●	●	219	
	12	扇小学校	久保稻荷 4-1195-	22,839	7,234	●	●	●	●	●	1,608	
	13	向原中学校	久保稻荷 3-34-1	29,460	6,629	●	●	●	●	●	1,473	
	14	扇町屋地区センター久保稻荷分館	久保稻荷 3-9-3	0	1,125	×	●	●	●	●	250	※令和10年度に施設廃止予定
	15	黒須地区センター	黒須 2-3-13	1,976	804	×	●	●	▲	●	179	周辺被災状況を踏まえて使用
	16	黒須小学校	春日町 2-14-60	13,935	6,537	●	●	●	×	●	1,453	
	17	黒須中学校	鍵山 3-13-17	29,088	6,051	●	●	●	×	●	1,345	
	18	武道館	鍵山 3-10-20	4,870	3,663	×	●	●	×	●	814	
	19	黒須地区体育館	鍵山 3-10-20	3,704	1,143	×	●	●	×	●	254	
	20	彩の森入間公園	向陽台 2丁目	42,000	0	●	—	—	—	—	0	避難所なし
	21	産業文化センター	向陽台 1-1-7	7,003	7,247	×	●	●	●	●	1,610	
	22	市民体育館	豊岡 4-2-1	10,957	5,877	×	×	●	●	●	1,306	
	23	入間市運動公園	豊岡 4-2-1	34,744	0	●	—	—	—	—	0	避難所なし 市民体育館併設
	24	中央公園	扇町屋 1250-1	44,664	0	●	—	—	—	—	0	避難所なし
東金子	25	東金子地区センター	小谷田 77-3	2,568	1,319	×	●	●	●	●	293	
	26	東金子小学校	小谷田 1524	23,908	6,428	●	●	●	●	●	1,428	
	27	新久小学校	新久 500	23,220	6,057	●	●	●	●	●	1,346	
	28	東金子中学校	小谷田 451-1	29,705	7,260	●	●	●	●	●	1,613	
	29	東金子地区体育館	小谷田 371	4,002	1,272	×	●	●	●	●	283	
	30	青少年活動センター	小谷田 1681-1	38,093	2,243	●	●	●	●	●	498	本館+体育館面積状況に応じて福祉避難所とする
	31	入間わかき高等特別支援学校	小谷田 745-1	14,906	2,726	●	●	●	●	—	0	状況に応じて福祉避難所とする

地区	番号	施設名	所在地	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	緊急避難場所				避難所	避難所としての収容人員	備考
						火災	地震	土砂災害	洪水			
金子	32	金子地区センター	寺竹 535-1	3,371	1,400	×	●	●	●	●	311	
	33	金子小学校	西三ツ木 150	18,261	5,362	●	●	●	×	●	1,192	
	34	金子中学校	西三ツ木 187	24,218	7,153	●	●	●	×	●	1,590	
	35	埼玉県茶業研究所	上谷ヶ貫 244-2	64,330	2,041	●	●	●	●	●	454	
宮寺・二本木	36	宮寺・二本木地区センター	宮寺 2405-1	2,820	840	×	●	●	▲	●	187	周辺被災状況を踏まえて使用
	37	宮寺小学校	宮寺 594-1	7,643	4,283	×	●	●	▲	●	952	周辺被災状況を踏まえて使用
	38	宮寺地区体育館	宮寺 567	5,184	1,188	×	●	●	▲	●	264	周辺被災状況を踏まえて使用
	39	武蔵中学校	宮寺 3193	28,031	5,932	●	●	●	●	●	1,318	
	40	老人福祉センターやまゆり荘	宮寺 2655-1	5,660	1,533	×	●	●	●	●	341	状況に応じて福祉避難所とする
	41	宮寺・二本木地区センター二本木分館	二本木 256-1	4,212	1,216	×	●	●	●	●	270	※令和10年度に施設廃止予定
	42	狭山小学校	二本木 65-1	21,190	5,072	●	●	●	●	●	1,127	
藤沢	43	藤沢地区センター	下藤沢 846-1	6,421	1,753	×	●	●	●	●	390	
	44	藤沢小学校	上藤沢 384	20,130	6,968	●	●	●	●	●	1,548	
	45	藤沢南小学校	上藤沢 52	21,324	6,080	●	●	●	●	●	1,351	
	46	上藤沢中学校	上藤沢 146-2	27,193	7,333	●	●	●	×	●	1,630	
	47	藤沢東小学校	東藤沢 7-9-1	17,790	6,606	●	●	●	●	●	1,468	
	48	東藤沢地区センター	東藤沢 3-19-19	2,934	1,064	×	●	●	●	●	236	
	49	藤沢中学校	下藤沢 1263-1	25,690	7,294	●	●	●	●	●	1,621	
	50	藤沢北小学校	東町 7-1-19	19,538	6,047	●	●	●	●	●	1,344	
	51	藤沢地区センター藤の台分館	上藤沢 406-31	3,400	728	×	●	●	●	●	162	※令和10年度に施設廃止予定
	52	藤沢地区体育館	下藤沢 988-1	11,609	1,262	●	●	●	×	●	280	
	53	藤沢中央公園	下藤沢 773-1	10,730	0	●	-	-	-	-	0	大雨時の遊水機能4,000㎡を除く。避難所なし
西武	54	西武地区センター	野田 496	3,287	1,241	×	●	●	×	●	276	
	55	仏子小学校	仏子 165	23,313	6,564	●	●	●	×	●	1,459	
	56	西武中学校	仏子 960-1	31,672	6,719	●	●	●	●	●	1,493	
	57	西武小学校	野田 512	19,715	6,175	●	●	●	×	●	1,372	
	58	新光中央公園	新光 303-2	10,198	0	●	-	-	-	-	0	避難所なし
	59	野田中学校	野田 1741	30,690	8,094	●	●	●	●	●	1,799	
	60	西武地区体育館	野田 1134-57	20,456	1,258	●	●	●	●	●	280	
	61	西武市民運動場	野田字丸山内	30,000	0	●	-	-	-	-	0	避難所なし
	62	図書館西武分館	仏子 1084-12	2,354	402	●	●	●	●	●	134	令和5年度新規指定


(注1) 収容人員は、建物の1/3を共有スペースとし、建物の2/3を1人あたり3㎡として算定した。


建物がない公園は避難場所としてのみ利用可能とし、避難所としての収容人数は0人とする。

(注2) 緊急避難場所の「●」は指定、「▲」は周辺被災状況を踏まえて使用、「×」は指定外、「-」は対象外を意味する。

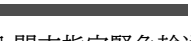
(注3) 図書館西武分館については、建物面積は会議室等の面積、収容人数は会議室等の面積を1人あたり3㎡として算定した。

【資料3-2】緊急輸送道路網図

- 
 (埼玉県) 第一次特定緊急輸送道路
 ・国道 16 号 ・首都圏中央連絡自動車道
 ・国道 299 号 (バイパス) ・国道 463 号 (バイパス)
 ・国道 299 号 (河原町～狭山市根岸)

- 
 (埼玉県) 第二次緊急輸送道路
 ・国道 463 号 (河原町～東町)
 ・県道川越入間線 ・県道馬引沢飯能線
 ・その他県の指定する路線



- 
 入間市指定緊急輸送道路
 ・国道 国道 463 号 (東町～所沢方面)
 ・県道 県道入間市停車場線、県道所沢青梅線、県道青梅入間線、県道狭山下宮寺線、県道富岡入間線、
 県道武蔵藤沢停車場線
 ・市道 幹 2、幹 3、幹 5、幹 6 (幹 11 以北)、幹 7、幹 8、幹 9、幹 11、幹 19、幹 20、幹 27、幹 29、幹 30、幹 37
 幹 38、幹 39、幹 40、幹 41、幹 42、幹 43、幹 44、幹 45、幹 47、幹 50、幹 54、幹 55、幹 56、幹 57、幹 58
 幹 59、幹 61、幹 S3
 A366、A581、B606、C513、D92、D161、D393、G428

1 豊岡地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	豊岡小学校	2964-5286	向陽台1-1-14	避難所・避難場所
2	黒須小学校	2964-4451	春日町2-14-60	避難所・避難場所
3	扇小学校	2962-9005	久保稻荷4-1195-2	避難所・避難場所
4	東町小学校	2964-2220	向陽台2-1009-3	避難所・避難場所
5	高倉小学校	2964-5288	高倉4-14-7	避難所・避難場所
6	豊岡中学校	2962-5274	向陽台2-1-20	避難所・避難場所
7	向原中学校	2963-2131	久保稻荷3-34-1	避難所・避難場所
8	黒須中学校	2963-7501	鍵山3-13-17	避難所・避難場所
9	東町中学校	2965-2631	向陽台2-1-22	避難所・避難場所
10	豊岡高等学校	2962-5216	豊岡1-15-1	避難所・避難場所 埼玉県防災拠点施設
11	入間向陽高等学校	2964-3805	向陽台1-1-1	避難所・避難場所
12	防災センター	2965-2529	向陽台1-1-9	防災用品等備蓄防災拠点施設
13	原田病院	2962-1251	豊岡1-13-3	救急指定病院
14	扇町屋地区センター	2962-4495	扇町屋1-9-34	豊岡第一現場本部 避難所・避難場所
15	東町地区センター	2963-7503	東町3-1-35	豊岡第二現場本部 避難所・避難場所
16	黒須地区センター	2962-7511	黒須2-3-13	豊岡第三現場本部 避難所・避難場所
17	黒須地区センター 高倉分館	2964-4626	高倉4-6-20	避難所・避難場所 ※令和10年度に施設廃止予定
18	扇町屋地区センター 久保稻荷分館	2965-8448	久保稻荷3-9-3	避難所・避難場所 ※令和10年度に施設廃止予定
19	豊岡整形外科病院	2962-8256	豊岡1-7-16	救急指定病院
20	市民体育館	2962-1125	豊岡4-2-1	支援物資受入集積防災拠点施設 避難所・避難場所
21	黒須地区体育館	2965-8423	鍵山3-10-20	支援物資等集積防災拠点施設 避難所・避難場所
22	武道館	2965-5551	鍵山3-10-20	避難所・避難場所
23	豊岡第一病院	2964-6311	黒須1369-3	救急指定病院
24	入間市運動公園	—	豊岡4-2-1	避難場所 災害用ヘリポート
25	黒須市民運動場	—	春日町1丁目河川敷	災害廃棄物仮置場
26	富士見公園	—	東町1-16	避難場所
27	産業文化センター	2964-8377	向陽台1-1-7	災害ボランティア受付防災拠点施設 避難所・避難場所
28	中央公園	2934-5724	扇町屋1250-1	避難場所、災害廃棄物仮置場
29	入間市役所	2964-1111	豊岡1-16-1	入間市災害対策本部
30	彩の森入間公園	—	向陽台2丁目	災害用ヘリポート 避難場所
31	市民活動センター	2964-2511	豊岡4-2-2	災害ボランティア受付防災拠点施設
32	市民会館第3・第5 駐 車 場	—	扇町家1-598-1 他	災害廃棄物仮置場

2 東金子地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	東金子小学校	2964-3742	小谷田1524	避難所・避難場所
2	新久小学校	2936-0114	新久500	避難所・避難場所
3	東金子中学校	2962-7118	小谷田451-1	避難所・避難場所
4	入間わかき高等特別支援学校	2941-5771	小谷田745-1	避難場所 必要に応じて福祉避難所
5	東金子地区体育館	2962-5597	小谷田371	支援物資等集積防災拠点施設 避難所・避難場所
6	総合クリーンセンター	2934-5546	新久127-1	災害廃棄物処理集積場
7	入間消防署	2962-7255	小谷田581	消火・救急
8	東金子地区センター	2964-0111 2962-7711	小谷田77-3	東金子現場本部 避難所・避難場所
9	青少年活動センター	2962-1005	小谷田1681-1	避難所・避難場所 必要に応じて福祉避難所

3 金子地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	金子小学校	2936-0211	西三ツ木150	避難所・避難場所
2	金子中学校	2936-0131	西三ツ木187	避難所・避難場所
3	金子地区センター	2936-0111 2936-1171	寺竹535-1	金子現場本部 避難所・避難場所
4	埼玉県茶業研究所	2936-1351	上谷ヶ貫244-2	避難所・避難場所

4 宮寺・二本木地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	老人福祉センター やまゆり荘	2934-5315	宮寺2655-1	避難所・避難場所 必要に応じて福祉避難所
2	宮寺小学校	2934-2014	宮寺594-1	避難所・避難場所
3	狭山小学校	2934-2077	二本木65-1	避難所・避難場所
4	武蔵中学校	2934-2234	宮寺3193	避難所・避難場所
5	小林病院	2934-5121	宮寺2417	救急指定病院
6	宮寺・二本木地区センター 二本木分館	2934-2672	二本木256-1	避難所・避難場所 ※令和10年度に施設廃止予定
7	博物館	2934-7711	二本木100	災害対策本部代替防災拠点施設
8	宮寺地区体育館	2934-1565	宮寺567	支援物資等集積防災拠点施設 避難所・避難場所
9	宮寺・二本木地区センター	2934-2002 2934-4466	宮寺2405-1	宮寺現場本部 避難所・避難場所
10	狭山台地区近隣公園予定地	—	狭山台1-1-5 他	災害廃棄物仮置場

5 藤沢地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	藤沢小学校	2962-5252	上藤沢 384	避難所・避難場所
2	藤沢南小学校	2962-1921	上藤沢 52	避難所・避難場所
3	藤沢東小学校	2962-8201	東藤沢 7-9-1	避難所・避難場所
4	藤沢北小学校	2963-1601	東町 7-1-19	避難所・避難場所
5	藤沢中学校	2962-7214	下藤沢 1263-1	避難所・避難場所
6	上藤沢中学校	2963-2677	上藤沢 146-2	避難所・避難場所
7	藤沢地区センター	2964-1278 2962-6475	下藤沢 846-1	藤沢第一現場本部 避難所・避難場所
8	東藤沢地区センター	2962-6922	東藤沢 3-19-19	藤沢第二現場本部 避難所・避難場所
9	藤沢地区センター 藤の台分館	2964-7353	上藤沢 406-31	避難所・避難場所 ※令和10年度に施設廃止予定
10	藤沢地区体育館	2964-4242	下藤沢 988-1	支援物資等集積防災拠点施設 避難所・避難場所
11	入間消防署 藤沢分署	2965-1190	下藤沢 858-1	消火・救急
12	藤沢中央公園	—	下藤沢 773-1	避難場所
13	健康福祉センター	2966-5511	上藤沢 730-1	救護所 災害対策本部代替防災拠点施設

6 西武地区防災拠点施設一覧表

番号	名称	電話番号	住所	用途
1	西武小学校	2932-0454	野田 512	避難所・避難場所
2	仏子小学校	2932-1201	仏子 165	避難所・避難場所
3	西武中学校	2932-2101	仏子 960-1	避難所・避難場所
4	野田中学校	2932-7301	野田 1741	避難所・避難場所
5	西武地区体育館	2932-2004	野田 1134-57	支援物資等集積防災拠点施設 避難所・避難場所
6	西武市民運動場	—	野田字丸山地区内 (河川敷)	災害用ヘリポート 避難場所、災害廃棄物仮置場
7	入間消防署 西武分署	2932-1190	野田 2182	消火・救急
8	西武地区センター	2932-1171 2932-0033	野田 496	西武現場本部 避難所・避難場所
9	西武入間病院	2932-1121	野田 3078-13	救急指定病院
10	新光中央公園	—	新光 303-2	避難場所
11	図書館 西武分館	2932-2411	仏子 1084-12	避難所・避難場所

No.	設置場所	目標	No.	設置場所	目標
親局	豊岡 1-16-1	入間市役所	2304	大字小谷田 792-29	東金子 14 区集会所
遠隔制御装置	小谷田 581	入間消防署	2305	大字小谷田 963-1	国道 16 号 入間高校入口 Y 字路先
2101	豊岡 1-16-1	入間市役所屋上	2306	小谷田 1527-1 他	八津池公園
2102	豊岡 2-5-5	市営真土団地	2307	小谷田 1-1003-18	古新田第一公園
2103	豊岡 4-6-27	豊島岡女子学園入間総合グラウンド	2308	小谷田 1-7-52	福寿会館
2104	扇町屋 1-10-10	市営霞台団地	2309	小谷田 2-1-22	東金子第 13 区集会所北東
2105	扇町屋 2-7-4	県営入間霞川団地 4 号棟東	2310	上小谷田 1-1266-1	中野原稲荷神社
2106	扇町屋 3-3-26	扇町屋三丁目 Y 字路先	2311	上小谷田 3-1-5	八津池東公園南東水路際
2107	扇町屋 5-14-4	扇町屋一区第三公園	2312	新久 129	学校給食センター
2108	扇台 2-5-23	市営中台団地	2313	新久 500	新久小学校
2109	扇台 4-2-2	狭山警察署豊岡交番	2314	新久 717	龍圓寺
2110	久保稲荷 2-1-1	向原第二公園	2315	新久 820-228	入間台第二公園
2111	久保稲荷 3-26-2	扇西けやき公園	2316	新久 895 - 81 他	入間台第一公園
2112	久保稲荷 4-1195-2	扇小学校	2317	牛沢町 2058-2	牛沢子ども広場北
2113	久保稲荷 4-3-12	久保稲荷公園	2318	森坂 1959-200	東金子 20 区集会所
2114	久保稲荷 5-4-39	扇西ふじ棚公園	2319	狭山ヶ原 11-7	ｸﾘｰﾝセンター南西(500m 付近)
2115	向陽台 1-1-23	向陽台児童公園	-	新久 964-5	武蔵野音楽大学南東(200m 付近)
2116	向陽台 2-1009-3	東町小学校	2401	根岸 444-1	根岸公会堂
2117	向陽台 2-1-20	豊岡中学校	2402	中神 480-3	上橋(大字中神)南
2118	久保稲荷 1-2-1	富士見公園	2403	下谷ヶ貫 839-1	光圓寺
2119	東町 3-10-6	宝東稲荷神社前	2404	上谷ヶ貫 244-2	埼玉県茶業研究所
2120	東町 4-2-1	県営入間東久保団地	2405	上谷ヶ貫 585	御誉田橋
2121	東町 5-9-13	東町団地集会所	2406	西三ツ木 108-1	JA いるま野金子支店
2201	鍵山 3-5-5	鍵山浄水場	2407	寺竹 535-1	金子地区センター
2202	鍵山 2-5-5	南中野子ども広場東線路際	2408	寺竹 588-37	金子中学校第二グラウンド
2203	鍵山 2-15-35	市営竹ヶ谷団地	2409	寺竹 1022	高養寺
2204	宮前町 8-18	黒須保育所	2410	寺竹 1176	東桂公会堂
2205	春日町 1-7-21	春日神社境内	2411	南峯 11-1	南峯公会堂
2206	春日町 2-14-60	黒須小学校	2412	南峯 340-1	市営峯団地
2207	黒須 1 丁目 6-14	西洋館東	2413	木蓮寺 526-1	桂源橋南
2208	黒須 2 丁目 3-13	黒須地区センター	2414	木蓮寺 821-3	木蓮寺公会堂南
2209	河原町 11-16	西洋館北	2415	木蓮寺 1039-1	西桂公会堂
2210	高倉 1 丁目 2-18	新霞橋公園	2516	中神 850-3	圏央道 中神 2 号橋
2211	高倉 2 丁目 7-13	高倉寺東(430m 付近)	中継局 2	南峯 340-1	市営峯団地
2212	高倉 3 丁目 5-26	高倉寺北	2501	宮寺 230-32	大森橋南東(200m 付近)
2213	高倉 4 丁目 6-20	黒須地区センター高倉分館	2502	宮寺 309-6	旧 4 分団第 1 部車庫
2214	高倉 5 丁目 1-11	高倉保育所	2503	宮寺 594-1	宮寺小学校
2215	扇町屋 1-9-34	扇町屋地区センター	2504	宮寺 425-1	西勝院南(170m 付近)
2216	東町 3-1-35	東町地区センター	2505	宮寺 1459-3	都稲荷神社
2301	大字小谷田 77-3	東金子地区センター	2506	宮寺 1674-2	狭山公会堂
2302	大字小谷田 451-1	東金子中学校	2507	宮寺 2136	北中野ｽﾎｰﾝ広場西
2303	大字小谷田 581-1	入間消防署	2508	大字二本木 1392	中橋(大字二本木)南東

No.	設置場所	目標	No.	設置場所	目標
2509	宮寺 2361-3	4分団第1部車庫	2612	大字上藤沢 480	向原中学校南(500m付近)
2510	宮寺 2405-1	宮寺・二本木地区センター	2613	大字上藤沢 561-5	藤沢地区センター藤の台分館 南南西(150m付近)
2511	宮寺 2595-1	大森会館	2614	大字上藤沢 642-1	神明神社
2512	宮寺 2965-2	武蔵台集会所	2615	大字上藤沢 730-1	健康福祉センター
2513	宮寺 2997-1	縄竹公会堂南東	2616	大字上藤沢 902-2	第5分団第1部車庫南不老川沿い
2514	宮寺 4102-39	武蔵中学校第二グラウンド	2617	東藤沢 2-8-58	東原団地公園
2515	大字二本木 65-1	狭山小学校	2618	東藤沢 3-19-8	東藤沢地区センター
2516	大字二本木 100	入間市博物館	2619	東藤沢 6-139-1	角栄中央集会所
2517	大字二本木 188-1	宮寺・二本木地区センター二本木分館東	2620	東藤沢 8-6-26	あすなろ公園
2518	大字二本木 630-3	二本木第2区集会所	2701	大字仏子 306-6	仏子小学校南
2519	大字二本木 1220	二本木4区公会堂	2702	大字仏子 755-4	第7分団第1部車庫
2520	大字二本木 1254-1	寿昌寺	2703	大字仏子 1084-12	図書館西武分館
2521	大字狭山台 1-102	近隣公園	2704	大字仏子 1024-13	前掘橋南
2522	宮寺 4023-4	近隣公園東(100m付近)	2705	大字仏子 1214-1	第2分団第3部車庫北東東(430m付近)
中継局 1	狭山台 4-10	入間市博物館北	2706	大字仏子 1489-16	武蔵野音楽大学付属幼稚園北
2601	大字下藤沢 198-6	東台公園	2707	大字野田 113	元加治駅東
2602	下藤沢 3-30-3	さくら公園	2708	大字野田 496	西武地区センター
2603	下藤沢 2-15-4	4号公園南	2709	大字野田 645-1	西武第3区集会所
2604	大字下藤沢 558-24	県道川越入間線 水野橋 T字路西(150m付近)	2710	大字野田 562	白髭神社境内
2605	大字下藤沢 641-1	藤沢十字路西	2711	大字野田 894-1	野田河川公園北
2606	下藤沢 4-1-6	藤沢中央公園	2712	大字 大字野田 3008-1	わんぱく公園
2607	下藤沢 5-19-2	藤沢地区センター	2713	大字野田 2061	下池共同墓地
2608	大字下藤沢 1263-1	藤沢中学校	2714	大字新光 292-5	せせらぎ公園
2609	大字上藤沢 52	藤沢南小学校	2715	大字新光 306-2	新光中央公園
2610	大字上藤沢 384	藤沢小学校	2716	大字新光 475-11	第7分団第3部車庫
2611	大字上藤沢 406-22	上藤沢第三公園	2717	大字仏子 264-3	幹49号線 仏子地区T字歩道

No.	施設名	所在地
1	宮寺・二本木地区センター	宮寺2405-1
2	扇町屋地区センター久保稲荷分館 ※	久保稲荷3-9-3
3	宮寺・二本木地区センター二 本木分館 ※	二本木256-1
4	藤沢地区センター藤の台分館 ※	上藤沢406-31
5	老人福祉センターやまゆり荘	宮寺2655-1
6	西武地区センター	野田946
7	東町地区センター	東町3-1-35
8	青少年活動センター	小谷田1681-1
9	扇町屋地区センター	扇町屋1-9-34
10	黒須地区センター	黒須2-3-13
11	黒須地区センター高倉分館 ※	高倉4-6-20
12	農村環境改善センター	下谷ヶ貫915-3
13	東藤沢地区センター	東藤沢3-19-19
14	金子地区センター	寺竹535-1
15	藤沢地区センター	下藤沢846-1
16	東金子地区センター	小谷田77-3
17	産業文化センター	向陽台1-1-7
18	武蔵中学校	宮寺3193
19	藤沢南小学校	上藤沢52
20	野田中学校	野田1741
21	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1
22	狭山小学校	二本木65-1
23	高倉小学校	高倉4-14-7
24	西武中学校	仏子960-1
25	東金子保育所	新久487-2
26	豊岡中学校	向陽台2-1-20
27	宮寺小学校	宮寺594-1
28	東町中学校	向陽台2-1-22
29	向原中学校	久保稲荷3-34-1
30	黒須中学校	鍵山3-13-17
31	西武中央保育所	野田519
32	金子第一保育所	南峯75
33	金子中学校	西三ツ木187
34	東金子中学校	小谷田451-1
35	黒須小学校	春日町2-14-60
36	児童センター	向陽台1-1-6
37	金子小学校	西三ツ木150
38	上藤沢中学校	上藤沢146-2
39	東金子小学校	小谷田1524
40	扇小学校	久保稲荷4-1195-2
41	藤沢小学校	上藤沢384
42	藤沢中学校	下藤沢1263-1

※ 令和10年度に施設廃止予定。

No.	施設名	所在地
43	金子第二保育所	花ノ木 142
44	豊岡保育所	扇町屋 1-7-17
45	宮寺保育所	宮寺 595-1
46	高倉保育所	高倉 5-1-11
47	藤沢保育所	東藤沢 8-12-27
48	西武小学校	野田 512
49	仏子小学校	仏子 165
50	二本木保育所	二本木 231-1
51	新久小学校	新久 500
52	藤沢第二保育所	下藤沢 276-1
53	豊岡小学校	向陽台 1-1-14
54	東町小学校	向陽台 2-1009-3
55	藤沢北小学校	東町 7-1-19
56	黒須地区体育館	鍵山 3-10-20
57	武道館	鍵山 3-10-20
58	東金子地区体育館	小谷田 371
59	宮寺地区体育館	宮寺 567
60	藤沢地区体育館	下藤沢 988-1
61	西武地区体育館	野田 1134-57
62	市民体育館	豊岡 4-2-1

1 豊岡地区

No.	所有者	所在地
T1	佐野 一平	春日町 1-1-25
T3	諸井 美知子	春日町 1-2-23
T4	諸井 一郎	宮前町 2-21
T5	小林 貞三	宮前町 2-33
T6	細田 國夫	鍵山 1-11-23
T8	細田 清	黒須 2-7-8
T10	長谷部 弘之	豊岡 3-1-7
T11	駒井 道夫 (道路側)	豊岡 3-3-17
T12	駒井 道夫	豊岡 3-3-17
T13	増田 恒治	豊岡 1-12-20
T16	齊木 みつ	扇町屋 4-3-4
T17	西澤 正行	高倉 4-9-13
T19	西澤 喜義	高倉 3-1-2
T20	小澤 民司	東町 5-1-47
T21	田代 和男	豊岡 3-4-7
T23	生田 芳夫	鍵山 2-796
	深 市	扇台 6-2-25

2 東金子地区

No.	所有者	所在地
H1	福島 武男	牛沢町 4-13
H2	安部 直之	森坂 7-5
H3	石川 一夫	小谷田 1498-1
H4	吉田 正利	小谷田 1489
H6	井ヶ田 芳夫	小谷田 2-1-15
H7	間野 皓介	新久 579-1
H8	八木 謙治	新久 762
H9	貫井 國重	新久 654-3
H11	吉田 弘美	小谷田 1426
H13	高橋 芳夫	上小谷田 3-3-3
H14	小林 弘	新久 593-4
H15	保々 武夫	森坂 10-50
H16	吉田 善一	小谷田 1488

3 金子地区

No.	所有者	所在地
K1	沢田 幹雄	根岸460
K2	森田 信之	中神629-1
K3	神山 清	花ノ木28
K5	神山 米子	上谷ヶ貫597-2
K6	秋元 実	寺竹1184-1
K7	栗原 桂一	寺竹1194
K8	金子 浩	寺竹851
K9	晝間 一郎	寺竹727
K10	長沢 正雄	南峯420-2
K13	中島 良明	根岸332
K14	森田 茂	花ノ木93

4 宮寺地区

No.	所有者	所在地
M1	岩田 準一	宮寺2603
M2	五十嵐 三郎	宮寺542
M3	荻野 啓次郎	宮寺284
M4	吉川 豊長	宮寺2351
M5	水村 稔	宮寺351-3
M7	吉川 栄	宮寺2355
M8	近藤 治	宮寺2485-1
M9	市村 則子	宮寺2589
M10	西島 修	宮寺1933
M11	田中 得介	宮寺1751
M12	西島 治一	宮寺1887-2
M13	岩田 孝三郎	宮寺2598-1
M14	本橋 利子	宮寺336-4
M15	本橋 芳美	宮寺543-6

二本木地区

No.	所有者	所在地
N2	田邊 喜好	二本木639-1
N3	桑村 有一	二本木1255-1
N4	細谷 俊夫	二本木1056
N6	宇佐見 直樹	二本木1170-3

5 藤沢地区

No.	所有者	所在地
F 1	田中 昇	上藤沢 249-2
F 2	杉田 修一	上藤沢 544
F 3	関谷 春壽	上藤沢 247-1
F 4	石田 陌雄	上藤沢 125
F 6	中林 幸一	上藤沢 20-1
F 7	平岡 浪男	上藤沢 26-9
F 8	斉藤 徳次郎	下藤沢 684-5
F 9	澤田 初江	下藤沢 1015
F10	大島 齋	下藤沢 970-2
F11	粕谷 善久	下藤沢 811-2
F12	澤田 惣一	下藤沢 845
F13	糟谷 隆	下藤沢 437
F15	橋本 京子	下藤沢 660
F16	須田 昭司	東藤沢 1-2-21
F18	齋藤 多正	下藤沢 937-1
F19	橋本 國雄	下藤沢 1010
F20	齋藤 たけ子	下藤沢 671
F21	酒井 洋幸	下藤沢 702
F22	糟谷 好夫	下藤沢 570-1

6 西武地区

No.	所有者	所在地
S 2	染谷 十三夫	野田 215
S 3	西久保 一雄	野田 142-1
S 4	大室 重喜	野田 276-1
S 7	宮本 恒雄	仏子 996-1
S 8	瀧沢 昇	仏子 882
S 9	宮澤 智恵子	仏子 904-5
S10	齋藤 和彦	仏子 1183-10
S11	猪股 久義	仏子 1694
S12	新井 昭作	野田 334
S14	宮岡 健司	仏子 406
S15	滝沢 孝之	野田 193

用途	品名	数量	備考
生活必需品	簡易組立トイレ 大型バンクイック	8個	赤6個、緑2個
	簡易組立トイレ 小型クリーンSH	370個	10個入×37箱
	簡易組立トイレ 小型クリーンSHⅡ	40個	10個入×4箱
	簡易組立トイレ 小型クリーンSHⅢ	20個	5個入×4箱
	ワンタッチトイレ	30個	ニードP型
	自動ラップ式簡易トイレ	3個	消耗品セット100回分含む
	段ボールトイレ	50個	5個入×8箱、10個入×1箱
	トイレ用 凝固・衛生袋セット(100回分)	123箱	ニード
	排使用収納袋 スケットイレ(100枚入)	1箱	
	簡易組立トイレ用パーソナルテント	30張	
	避難所シート マイルディシート	145枚	
	毛布(真空パック)	611枚	
	ブルーシート	419枚	
	かまどセット	6組	
	バケツ	100個	
	寝袋	100袋	
	簡易ベット	96台	
	非常用炊飯袋	32,000袋	
	使い捨て哺乳ボトル	592個	
	こども用紙おむつS	6袋	S・M・L各2袋
	大人用紙おむつM	3袋	M・L各3袋
	生理用品	324袋	昼163袋・夜161袋
	災害用給水袋	17,440袋	ジョリータンク
	クーラーボックス	8個	
	オーナージャグ	5個	
	スリーピングマット	10枚	
	エアマット	650個	13箱(1箱×50個)
	セリオやわらかタオル	580本	
	からだふき(ウェットタイプ)	30箱	30枚入り
	トイレットペーパー	13箱	1箱100個入り
	カセットコンロ	40個	
	パワーコンロ	12個	
	レンタンコンロ	10個	
マッチレンタン	9箱	1箱10個入	
ドームテント	10張		
レスキューキッチン	1台		
ワンタッチテント(屋根有)	60個	1200×1200×1900mm	
プライベートルーム(屋根有)	12個	2100×2100×2200mm	
ワンタッチパーテーション(屋根無)	117個	2100×2100×1200mm	
簡易間仕切り段ボールセット(屋根無)	14個	大学産業	
災害用簡易プライベートルーム(屋根無)	8個	SH1800	
マジックパネル+簡易間仕切り(屋根無)	33箱		

用途	品名	数量	備考
救急用品	救急箱	1箱	
	非接触温度計	12個	
	使い捨て手袋 プロエチレン	16箱	100双入
	使い捨て手袋 ラテックスグローブ	28箱	50双入
	使い捨てマスク	6箱	50枚入*40小箱
	使い捨てガウン	12箱	10枚入
	手指消毒液	62本	1L
	トリアージ用シート・タグ	2セット	
水防・給水用具	杭	350本	
	丸太	80本	
	正角	370本	
	コンパネ	670枚	
	ベニヤ	290枚	
	タルキ	64束	
	土のう袋	一式	
	ろ過機	7台	
	給水タンク	4台	
	ポリタンク	100個	容量18ℓ
	災害用組立式給水コンテナ	30基	容量1,041ℓ
	給水器具組立槽	2基	
	水防用発電機一式	1組	
	水中ポンプ	7組	1組消防保管
	土のう作成機	5セット	
	延長ホース1式	12組	
	洪水防護システム止水板(ボックスウォール)	48枚	
	越水防止シート	10枚	
	リヤカー	3台	
	重量工具キャビネット	4基	
	発電機(大型)	2台	防災センター非常電源用
	発電機(小型)	10台	工進 GV-91-AAA
	照明部品	35個	
	照明具	5台	
	三脚付投光器	4台	
	コードリール	32台	
	発電機付投光器	3台	大型1台 小型2台
	延長コード	24本	リール無し
	ハンドメガホン	9個	サイレン付
	投光器	30個	
	A型バリケード(市名入り)	10個	
	ガードフェンス	2個	
スコッチコーン	35個		
反射バー	15本		

【資料3-7】防災センター備蓄品目一覧

(令和5年3月1日現在)

用途	品名	数量	備考
水防・給水用具	電工ドラム	1個	
	誘導灯	38個	
	閉型カガハンド照明器	4個	
	作業灯	91個	
	懐中電灯	39個	
	ドラムスタンドハロゲンライト	1台	
資材	拡声器	56個	大型37 小型19
	油圧式救助器	2台	
	チェーンソー	4台	消防に2台貸出
	電動のこぎり(丸のこ)	9台	
	鎌	16丁	
	梯子	11台	
	のこぎり	14本	
	ジョレン	15本	
	ハンマー(鉄ハンマー)	16本	
	ツルハシ	18本	
	掛矢	62本	
	トビロ	10本	
	ラチェットレンチ	26個	
	スコップ	232本	
	雪かきスコップ	55本	
	一輪車	21台	
	電気カンナ	2台	
	脚立	12台	
	ロープ(トラロープ)	32本	
	メガネレンチセット	3組	
	ソケットレンチセット	6組	
	ウォーターポンププライヤー	4本	
	バイスプライヤー	7本	
	ナイフ式六角棒レンチ	1本	
	万力	2台	
	ディスクグラインダー	2台	
	足場パイプ切断機	1台	
電動糸ノコ	2台		
ユニポール	2台		
管理用品	パワーリフター	1台	
	刈り払い機(草刈り用)	4機	
	エアーコンプレッサー	1機	FX7410/エルス

【資料3-7】防災センター備蓄品目一覧

(令和5年3月1日現在)

用途	品名	数量	備考
食料	飲料水	2,592本	108箱(1箱×24本)
	ライスクッキー	2,496食	52箱(1箱×48食)
	アルファ米(白飯)	1,450食	29箱(1箱×50食)
	アルファ米(白飯・塩付)	3,150食	63箱(1箱×50食)
	アルファ米(白米)	6,000食	120箱(1箱×50食炊出セット)
	アルファ米(白がゆ)	2,000食	40箱(1箱×50食)
	合計	15,096食	
	液体ミルク(缶入りタイプ)	672食	28箱(1箱×24食)
	アレルギー対応ミルク(スティックタイプ)	1,080食	10箱(1箱×108食)

No.	所属	用途	定員	車名	車両ナンバー
1	管財課	普通乗用	5	トヨタプリウス	所沢 301 そ 94-97
2	管財課	普通乗用	5	トヨタカムリ	所沢 301 む 67-57
3	管財課	小型貨物	5	プロボックス	所沢 400 つ 78-61
4	管財課	小型貨物	5	プロボックス	所沢 400 て 81-60
5	管財課	小型貨物	5	プロボックス	所沢 400 つ 99-08
6	道路整備課	小型貨物	6	イズエルフダブルキャブ	所沢 400 さ 61-36
7	道路整備課	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 400 た 68-82
8	道路整備課	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 400 た 68-83
9	道路整備課	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 400 さ 72-99
10	水道施設課	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 400 ち 68-06
11	水道施設課	給水車	3	イズエルフ	所沢 800 す 68-08
12	水道施設課	給水車	3	イズエルフ	所沢 800 せ 6-29
13	総合クリーンセンター	小型貨物	3	キャブオーバー	所沢 400 せ 95-98
14	総合クリーンセンター	小型貨物	3	イズダンプ	所沢 100 す 45-36
15	総合クリーンセンター	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 800 す 74-34
16	総合クリーンセンター	小型貨物	3	日野デュトロ	所沢 400 た 75-10
17	総合クリーンセンター	小型貨物	3	日野デュトロ	所沢 400 た 75-11
18	総合クリーンセンター	小型貨物	3	イズエルフ	所沢 400 た 59-09

【資料3-9】災害時における給食施設規模（食）一覧

	施設名称	配食数(食)
1	豊岡保育所	170
2	黒須保育所	120
3	高倉保育所	100
4	東金子保育所	120
5	金子第一保育所	120
6	金子第二保育所	120
7	宮寺保育所	120
8	二本木保育所	100
9	藤沢保育所	170
10	藤沢第二保育所	170
11	西武中央保育所	150
12	豊岡小学校	520
13	黒須小学校	480
14	扇小学校	890
15	東町小学校	520
16	高倉小学校	380
17	東金子小学校	380

	施設名称	配食数(食)
18	新久小学校	340
19	金子小学校	500
20	宮寺小学校	250
21	狭山小学校	530
22	藤沢小学校	540
23	藤沢東小学校	720
24	藤沢南小学校	570
25	藤沢北小学校	720
26	西武小学校	770
27	仏子小学校	350
28	学校給食センター	4,400
合 計		14,320

No.	所属	登録番号
1	管財課	所沢44ふ77-32
2	市民安全課	所沢44ふ75-32
3	市民安全課	所沢400さ38-53
4	市民安全課	所沢480う45-96
5	危機管理課	所沢59に95-91
6	危機管理課	所沢800せ5826
7	下水道施設課	所沢480あ43-89
8	水道施設課	所沢480え245
9	水道施設課	所沢400ち68-06
10	水道施設課	所沢480す1-59
11	水道施設課	所沢480す1-60
12	水道施設課	所沢480う40-78
13	水道施設課	所沢480あ43-88
14	水道施設課	所沢480あ43-90
15	水道施設課	所沢480こ68-34
16	水道施設課	所沢800す68-08
17	水道施設課	所沢800せ629
18	下水道施設課	所沢480す61-41
19	下水道施設課	所沢480こ48-31

【資料3-11】土のう保管場所一覧

常備場所

	保管場所	所在地	管理
1	入間市役所	豊岡 1-16-1	市民安全課
2	防災センター	向陽台 1-1-9	市民安全課
3	消防団各車庫	—	各分団
4	旧第4分団1部車庫	宮寺 309-1	市民安全課

臨時備蓄場所

	保管場所	所在地	管理
1	藤沢地区センター	下藤沢 5-17-1	市民安全課
2	藤沢地区センター藤の台分館 ※	上藤沢 406-31	市民安全課
3	東藤沢地区センター	東藤沢 3-19-19	市民安全課
4	宮寺・二本木地区センター	宮寺 2405-1	市民安全課
5	金子地区センター	寺竹 535-1	市民安全課
6	宮寺・二本木地区センター二本木分館 ※	二本木 256-1	市民安全課
7	東町地区センター	東町 3-1-35	市民安全課
8	扇町屋地区センター久保稲荷分館 ※	久保稲荷 3-9-3	市民安全課
9	博物館	二本木 100	市民安全課

※ 令和10年度に施設廃止予定。

【資料4-1】時系列にみた応急対応の流れ

時間 項目	災害発生～24 時間	2～3 日目程度	4 日目～1 週間目程度
配備・動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、被害状況の把握 ・ 配備体制の決定 ・ 職員の動員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動職員の把握 ・ 職員の調整 ・ 交替要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動職員の把握 ・ 職員の調整 ・ 交替要員の確保
災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、被害状況の把握 ・ 災害対策本部の設置 ・ 災害対策本部設置の通知 ・ 本部会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の運営 ・ 本部会議の開催 ・ 応急活動の実施状況の把握 ・ 職員の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の運営 ・ 本部会議の開催 ・ 応急活動の実施状況の把握 ・ 職員の調整
応急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者、職員の安全確保 ・ 庁舎等の被害状況の把握 ・ 災害情報、被害状況の把握 ・ 初動活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動の実施 ・ 応急活動の実施状況の把握 ・ 職員の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動の実施 ・ 応急活動の実施状況の把握 ・ 職員の調整 ・ 日常業務への移行準備
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、被害状況の把握 ・ 応援要請の決定 ・ 応援の要請 ・ 応援部隊の受入れ体制の構築 (宿泊所、活動拠点の斡旋等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊の受入れ ・ 活動内容等の調整、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容等の調整、協議 ・ 経費の負担区分等の協議準備
自衛隊災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、被害状況の把握 ・ 応援要請の決定 ・ 応援の要請 ・ 応援部隊の受入れ体制の構築 (宿泊所、活動拠点の斡旋等) ・ 応援部隊の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊の受入れ ・ 活動内容等の調整、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容等の調整、協議 ・ 経費の負担区分等の協議準備
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア受入れ体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの開設 ・ ボランティアの受付 ・ 埼玉県への派遣要請 ・ ボランティアの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受付 ・ ボランティアの派遣 ・ ボランティアの要員の調整 ・ 埼玉県への派遣要請
災害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡体制の構築 ・ 通信手段の確保 ・ 災害情報の収集 ・ 初動期の情報収集 ・ 情報の整理分析 ・ 関係機関への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査活動 ・ 情報の整理、分析 ・ 関係機関への報告 ・ 災害状況及び対策の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査活動 ・ 情報の整理、分析 ・ 関係機関への報告 ・ 災害状況及び対策の記録
市民への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報体制の構築 ・ 広報手段の確保 ・ 初動期の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への広報の継続 ・ 広報紙（臨時）の発行体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活再開時期の広報の実施 ・ 臨時広報紙の発行、掲示、配布
報道機関への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関への情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関への情報の提供 ・ 埼玉県への災害情報の報道依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関への情報の提供 ・ 埼玉県への災害情報の報道依頼
市民への各種相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置準備 ・ 関連資料の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置準備 ・ 関連資料の収集 ・ 安否情報の整理、照会対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置準備 ・ 関連資料の収集 ・ 相談要員の確保
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 初動体制の確立 (現場本部の設置) ・ 消防活動の実施 ・ 関係機関への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害防止対策の実施 ・ 交替要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害防止対策の実施 ・ 交替要員の確保
危険物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設責任者による緊急停止措置 ・ 関係機関への連絡 ・ 応急点検、応急活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧作業の実施 ・ 施設の総点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧作業の実施 ・ 施設の総点検の実施

【資料4-1】時系列にみた応急対応の流れ

時間 項目	災害発生～24 時間	2～3 日目程度	4 日目～1 週間目程度
人命救助活動	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助活動の実施（警察、消防、自衛隊等との連携による） 負傷者の救護、搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助活動の実施 負傷者の救護、搬送 行方不明者の安否確認（名簿等による確認） 行方不明者の捜索（警察、消防等との連携による） 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告のとりまとめ 活動報告 行方不明者名簿の確定
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示・誘導 避難所の安全性、被害状況の把握 避難所の開設 避難所開設の報告 避難者の把握（名簿の作成） 要配慮者、傷病者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営管理体制の構築 ※自主防災組会との連携による 在宅避難者の把握 応急給水（飲料水）の実施 食糧、物資の供給 仮設トイレ等の設置 生活水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営管理 避難所生活の長期化対策の検討（炊き出し対策、入浴対策、トイレ対策、ごみ対策等）
要配慮者安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 在宅避難行動要支援者の救援・救護（民生委員、自主防災会等との連携による） 社会福祉施設入所者の救援・救護（施設管理者と協力） 外国人の救援・救護 	<ul style="list-style-type: none"> 受入先の確保、移送 生活救援実施の供給 各種情報の提供 巡回サービスの実施 要配慮者の要望等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 受入先の確保、移送 生活救援実施の供給 各種情報の提供 巡回サービスの実施 要配慮者の要望等の把握
医療救護	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の被害状況の把握 関係機関（医師会等）への協力要請 医療救護の需要の把握 医療救護班の派遣要請 医薬品等の調達 避難所へ救護所を設置 応急医療の実施（トリアージ） 医療施設への搬送 医療機関の水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 人的・物的支援の受入体制の構築 避難所医療救護所での医療救護 運営状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患治療の対応 被災者や支援する職員等の健康管理 公衆衛生的なニーズの把握
防疫・保健衛生		<ul style="list-style-type: none"> トイレの使用状況調査、消毒作業 避難所の生活環境の確保 給水施設の清掃 検病疫学調査 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの使用状況の調査、消毒作業 避難所の生活環境の確保 給水施設の清掃 検病疫学調査 食品衛生監視、栄養指導
応急給水	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況、断水戸数などの把握 給水需要の把握 医療機関への優先給水 給水に関する広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水の実施 給水に関する広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水の実施 給水に関する広報活動の実施 生活水の確保
食糧・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、物資の必要量の把握 公的備蓄品の供給、搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、物資の必要量の把握 食糧、物資の調達、供給（集積地の確保、運用含む。） 炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しの実施 被災者ニーズの把握 給食体制への移行 避難生活長期化への供給体制の検討
家庭動物の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ペット同伴避難者の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所との連携 獣医師会との連携 動物愛護ボランティアとの連携 避難所での適正な飼育計画 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所との連携 獣医師会との連携 動物愛護ボランティアとの連携 避難所での適正な飼育計画

【資料4-1】時系列にみた応急対応の流れ

時間 項目	災害発生～24 時間	2～3 日目程度	4 日目～1 週間目程度
住宅応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・危険度判定体制の構築 ・公共建築物の危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険度判定体制の構築 ・公共建築物の危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物、宅地の危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理体制の確立 ・住宅関係障害物の除去 ・応急仮設住宅の建築体制の確立 (設置場所の決定、実施手続、建設業者への協力要請) ・応急措置に関する広報、相談の実施
遺体の捜索・ 処理及び埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握（死亡者数の推定） ・収容体制の確立 (物資、遺体搬送車、火葬場、安置場所等の確保) ・遺体の検視（見分）検案 ・遺体の収容・安置 ・火葬施設の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索 ・遺体の検視（見分）検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索 ・遺体の検視（見分）検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成
労働力の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な労働力の把握 ・関係機関への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への協力要請 ・労働力の確保
公共施設の応急対策 (公共建築物)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の被害状況の把握 ・電算システムの被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全、復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
同上 (道路施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
同上 (河川施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
同上 (鉄道施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客の安全確保 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の実施 ・復旧状況の広報の実施
ライフラインの 応急対策 (上水道)	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
同上 (下水道)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握 ・緊急点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急措置の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
同上 (ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の被害状況の把握 ・二次災害防止のための初動措置 ・安全確保のための広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
同上 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気施設の被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施 ・復旧状況の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報

【資料4-1】時系列にみた応急対応の流れ

時間 項目	災害発生～24時間	2～3日目程度	4日目～1週間目程度
ライフラインの応急対策（通信）	<ul style="list-style-type: none"> 通信施設の被害状況の把握 応急措置（臨時回線の作成）の実施 被害状況の広報の実施 復旧状況の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置（臨時回線の作成）の実施 特設公衆電話の設置 復旧作業の実施 被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話の設置 復旧作業の継続 復旧状況の広報
警備活動	<ul style="list-style-type: none"> 警備本部の設置 部隊の配置運用 警備活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警備活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 警備活動の継続
交通・運送対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被害状況の把握 緊急輸送道路の確保 交通障害物の除去 緊急通行車両の確保、調達 交通規制の実施 交通規制の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送の実施 応援の要請 緊急通行車両の調達 交通規制の継続 交通規制の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両の調達 緊急輸送の実施 応援の要請 輸送体制の見直し 交通規制の継続 交通規制の広報 交通規制の緩和、解除の検討
ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集体制の構築 仮置場、収集車、人員の確保 他市町村への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの収集、処理活動の実施
し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設の被害状況の把握 仮設トイレの手配、設置場所の決定 	<ul style="list-style-type: none"> し尿の収集体制の構築（収集車、人員の確保） 仮設トイレ調達、設置 	<ul style="list-style-type: none"> し尿の収集、処理活動の実施 仮設トイレの維持管理 下水道の復旧に応じた処理への移行
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 処理体制の構築（受入れ体制、仮置場の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> 処理活動の実施 相談窓口の開設
学校教育対策	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保 被害状況の把握 休業措置 	<ul style="list-style-type: none"> 休業措置 施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> し尿の収集、処理活動の実施 仮設トイレの維持管理 下水道の復旧に応じた処理への移行
社会教育施設対策	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保 被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の応急復旧 被害状況、復旧状況の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の応急復旧 復旧状況の広報の実施
文化財の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> 入所者、利用者の安全確保 被害状況の把握 要保護児童の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の応急復旧 被害状況、復旧状況の広報の実施 応急保育実施の準備 要保護児童の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の応急復旧 復旧状況の広報の実施 応急保育の実施
義援金等の受け入れ及び配分		<ul style="list-style-type: none"> 義援金等の受付体制の構築 義援金等の配分、輸送計画 義援金等の保管場所の確保 義援金等の広報、報告 	<ul style="list-style-type: none"> 義援金等の受付体制の確立 義援金等の配分、輸送計画 義援金等の保管場所の確保 義援金等の広報、報告
り災証明書の発行		<ul style="list-style-type: none"> 被害家屋調査の実施 り災台帳の作成 り災証明書の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 被害家屋調査の実施 り災台帳の作成 り災証明書の発行 被災者台帳の作成

【資料4-2】被害報告判定基準

被害報告判定基準（確定報告記入要領）

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

【資料4-2】被害報告判定基準

<p>その他被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
<p>火災発生</p>	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>
<p>被害金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典：『埼玉県地域防災計画』 資料編「確定報告記入要領（資料編Ⅱ-2-5-7）」（令和4年3月）

【資料4－3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

【資料4－3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

【資料4-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考				
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流 失、床上浸水等 により、生活上必 要な被服、寝具、そ の他生活必需品を喪 失、若しくは毀損 等により使用す ることができず、直 ちに日常生活を営 むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬 季（10月～3月）の季別は 災害発生の日をもって決 定する。		災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格は年 度当初の評価額				
		2 下記金額の範囲内			2 現物給付に限ること				
			1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以 上 1人増 すごと に加 算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失っ た者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は別途 計上				
助 産	災害発生の日以 前又は以後7日 以内に分べんした者 であって災害のた め助産の途を失っ た者（出産のみな らず、死産及び流 産を含み現に助産 を要する状態にあ る者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額		分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は別途 計上				

【資料4－3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から 教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

【資料4-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円 以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円 以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

【資料4-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,500円以内 土木技術、建築技術者 15,000円以内 救急救命士 14,700円以内 大工 25,300円以内 左官 26,500円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料4-4】入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱

入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱

平成元年7月8日
告示第81号

(目的)

第1条 この要綱は、震災その他の地域災害に対し、住民が自主的に防災活動を行う組織(以下「自主防災組織」という。)の育成整備を促進するため、必要な資材・機材の購入及び防災訓練の実施等に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域が一体となつた防災体制の確立を図ることを目的とする。

(自主防災組織)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、地域災害に対処することを目的として、住民が防災意識の啓蒙、防災用具の備蓄並びに初期的な消火、避難・救護及び復旧体制の整備を自主的に行うために設立した組織で、次に掲げるものをいう。

- (1) 地区自主防災会 地区の防災活動を行うため区又は自治会を単位として地区住民が自主的に組織した団体をいう。
- (2) 地域自主防災連絡会 地区自主防災会その他各地域の住民の団体が地域の広域的な防災活動のために設置した連絡会をいう。

(補助事業及び補助金)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助金は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、入間市自主防災組織整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその適否を決定し、入間市自主防災組織整備事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは既に当該補助金の交付を受けている場合は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請によつて補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返納しなければならない。

(報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた者は、入間市自主防災組織整備事業実績報告書(様式第3号)を市長が定める日までに提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成2年告示第101号)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則(平成5年告示第140号)

この告示は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

【資料4-4】入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱

別表(第3条関係)

(平2告示101・平9告示85・平24告示42・一部改正)

入間市自主防災組織整備事業補助基準

種目	補助限度額		備考
1 地区自主防災会の設立	70,000 円		設立に必要な資材・機材の購入を主とする。(ヘルメット・腕章・ハンドマイク・可搬式ポンプ等)
2 地区自主防災会による防災訓練の実施	設立年度内に実施する場合 (1回に限る。)	基準額 40,000 円 (1 団体)	訓練に必要な物資及び機材並びに備蓄品の購入を主とする。
		参加世帯 1 世帯につき 150 円	
	設立年度後に実施する場合 (当該年度 1 回に限る。)	基準額 10,000 円 (1 団体)	
		参加世帯 1 世帯につき 120 円	
3 地域自主防災連絡会の設立	50,000 円		設立に必要な資材・機材の購入を主とする。
4 地域自主防災連絡会による事業の実施	90,000 円		事業の実施に必要な資材・機材及び備蓄品の購入を主とし、年 1 回の交付とする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

(平 2 告示 101・平 5 告示 140・平 24 告示 42・一部改正)

〈略〉

様式第 2 号(第 5 条関係)

(平 5 告示 140・一部改正)

〈略〉

様式第 3 号(第 7 条関係)

(平 2 告示 101・平 5 告示 140・平 24 告示 42・一部改正)

〈略〉

入間市被災建築物応急危険度判定要綱

平成14年11月29日
告示第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 判定士 被災建築物応急危険度判定業務に従事するものとして、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事の認定を受けた者若しくは埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体(以下「関連団体」という。)に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、判定士、コーディネーターその他の判定業務従事者(以下「判定士等」という。)の人員等を定めた計画を作成するものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県県土整備部建築指導課長に連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物棟数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

(判定活動の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、県及び彩の国既存建築物地震対策協議会(以下「協議会」という。)と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定の実施体制)

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(コーディネーターの任命及び養成)

第8条 市長は、実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、職員及び判定士の中から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

(判定の方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被害建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、該当建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等)

【資料4－5】入間市被災建築物応急危険度判定要綱

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料の準備、宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、財政上の措置、組織体制上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月28日
条例第41号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民とは、災害の被害を受けた当時、入間市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、当該兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

【資料4-6】入間市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平23条例19・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(平3条例41・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定は、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行う事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

【資料4-6】入間市災害弔慰金の支給等に関する条例

(平3条例41・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯の所得については、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(昭62条例9・平3条例41・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

【資料4-6】入間市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(令元条例2・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、随時繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例2・令元条例22・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年条例第19号)

【資料4－6】入間市災害弔慰金の支給等に関する条例

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料4-7】入間市災害見舞金等支給要綱

入間市災害見舞金等支給要綱

昭和57年12月1日
告示第127号

入間市罹災者見舞金交付に関する要綱(昭和42年要綱第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 風水害その他の気象災害により被災したとき。
- (3) 地震により被災したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平8告示41・一部改正)

(受給資格)

第3条 見舞金等の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、災害発生時に市内に住所を有する者とする。

2 前項の受給者が当該災害により死亡し、支給できないときは、災害発生時に受給者と同居している親族又は葬祭を行う者に支給するものとする。

(平8告示41・一部改正)

(被害基準及び支給額)

第4条 被害基準及び見舞金等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災の場合

被害基準	一世帯当たり見舞金額	
	全焼	単身世帯
	構成員が2人以上の世帯	100,000円
半焼	単身世帯	30,000円
	構成員が2人以上の世帯	50,000円

(2) 天災又はこれに準ずる場合

被害基準	一世帯当たり見舞金額	
	全壊	単身世帯
構成員が2人以上の世帯		100,000円
半壊	単身世帯	30,000円
	構成員が2人以上の世帯	50,000円
床上浸水		30,000円

(3) 火災、天災その他これに準ずる場合の死亡者1人当たり100,000円

(4) 火災、天災その他これに準ずる場合の重傷者1人当たり50,000円

2 前項第1号及び第2号については、現に居住している建物に限るものとする。

(昭63告示157・平8告示41・一部改正)

第5条 被害程度の基準は、市長が判定し、その状況により見舞金等を増額又は減額することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則(昭和63年告示第157号)

この要綱は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第41号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

【資料4－7】入間市災害見舞金等支給要綱

附 則(平成28年告示第256号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号及び第2号の規定は、この告示の施行の日以後の災害による被害に係る見舞金の支給について適用する。

【資料4-8】入間市被災者住宅貸付要綱

入間市被災者住宅貸付要綱

平成13年1月31日
告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、火災、風水害、地震その他の不慮の災害(以下単に「災害」という。)により自ら居住していた住宅に損害を受け、居住することが困難な者(以下「被災者」という。)に対し、一時的に居住するための住宅(以下「被災者住宅」という。)を無償で貸し付けることにより、被災者の生活の安定と自立を支援し、もって被災者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 被災者住宅の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす被災者とする。

- (1) 災害により、自ら居住していた住宅に損害を受け、居住することが困難なこと。
- (2) 災害発生時において、市内に住所を有していたこと。
- (3) 住宅の確保ができず、困窮していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、被災者住宅を貸し付けることができる。

(貸付期間)

第3条 被災者住宅の貸付期間は、1月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、さらに1月を限度として延長することができる。

(貸付の申請等)

第4条 被災者住宅の貸付けを受けようとする被災者は、入間市被災者住宅貸付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市被災者住宅貸付決定・却下通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 前条ただし書きの規定により貸付期間を延長して被災者住宅の貸付けを受けようとする者は、入間市被災者住宅貸付期間延長申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市被災者住宅貸付期間延長決定・却下通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 前条第2項の規定による貸付けの決定を受けた者及び同条第4項の規定による貸付期間の延長の決定を受けた者(以下これらを「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(費用負担)

第6条 被災者住宅への移転等に要した費用並びに使用者が被災者住宅において使用した電気、ガス及び水道に係る光熱水費その他の費用は、使用者の負担とする。

(管理)

第7条 使用者は、被災者住宅を使用するにあたっては、当該被災者住宅を善良なる管理者の注意をもって管理し、損傷及び滅失のないよう努めなければならない。

(使用者への指示)

第8条 市長は、被災者住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して適当な指示をすることができる。

(返却)

第9条 使用者は、被災者住宅の貸付期間が満了したとき、又は被災者住宅の貸付けを受ける必要がなくなったときは、速やかに当該被災者住宅を市長に返却しなければならない。

(明渡し)

第10条 使用者が、この要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は被災者住宅の明渡しを命じることができる。

(原状回復)

第11条 使用者は、第9条又は前条の規定により被災者住宅を退去するときは、当該被災者住宅を原状に復さなければならない。

【資料4－8】入間市被災者住宅貸付要綱

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、被災者住宅を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成13年2月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

〈略〉

様式第2号(第4条関係)

〈略〉

様式第3号(第4条関係)

〈略〉

様式第4号(第4条関係)

〈略〉

第2編 避難所運営マニュアル

入間市避難所運営マニュアル

入 間 市

目 次

第1章	マニュアルの目的・構成 ……………	避- 1
第1節	目的……………	避- 1
第2節	構成……………	避- 1
第2章	避難所運営の基本方針 ……………	避- 2
第1節	基本方針……………	避- 2
第2節	このマニュアルの対象者……………	避- 3
第3章	実施すべき業務 ……………	避- 4
第1節	初動期……………	避- 4
第1	行政担当者、施設管理者、避難所リーダー……………	避- 4
第2節	展開期……………	避- 7
第1	行政担当者、施設管理者……………	避- 7
第2	避難所運営委員会……………	避- 9
第3	総務班の業務……………	避-10
第4	名簿班の業務……………	避-12
第5	食料班の業務……………	避-12
第6	物資班の業務……………	避-13
第7	救護班の業務……………	避-14
第8	衛生班の業務……………	避-14
第9	連絡・広報班の業務……………	避-16
第3節	安定期……………	避-18
第1	行政担当者・施設管理者……………	避-18
第2	避難所運営委員会……………	避-18
第4節	撤収期……………	避-19
第1	行政担当者・施設管理者……………	避-19
第2	避難所運営委員会……………	避-19
様式1	地震発生後の避難所施設被害チェックリスト（コンクリート造等建築物用）	避-20
様式2	避難所開設チェックリスト……………	避-22
様式3	避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）……………	避-23
様式4-1	避難所状況報告書（第1～3報用）……………	避-24
様式4-2	避難所状況報告書（第4報以降用）……………	避-26
様式5	避難所ルール（例）……………	避-28
様式6-1	食料供給関係受信票兼処理票……………	避-29
様式6-2	食料処理台帳……………	避-30
様式7-1	物資依頼伝票……………	避-31
様式7-2	避難所用物品受払簿……………	避-33
様式8	避難所への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（例）……………	避-34
様式9	避難所運営委員会運営規約（例）……………	避-35
様式10	避難所運営委員会名簿……………	避-37
様式11	避難所で必要となる主な情報と資機材……………	避-38
様式12	要配慮者の区分・避難行動等の特徴・配慮を要する主な事項……………	避-39

様式13-1	避難所ペット登録台帳	避-41
様式13-2	避難所におけるペットの飼育ルール広報文(例)	避-42
様式14-1	避難所ボランティア受付票	避-43
様式14-2	ボランティア活動者の持参品及び注意事項	避-44

第1章 マニュアルの目的・構成

第1節 目的

被災者は、避難所で長期間の共同生活を営むことが想定される。そのため、避難所運営は被災者が主体となり、市や自主防災会等と協力しながら混乱等をできるだけ予防し、秩序を維持することが基本となる。

災害対策本部は、各避難所の状況を迅速に把握し、広域的な被災者支援を行う。

また、災害時に避難所として使用される公共施設は、復興に向けて本来の施設の機能をできるだけ速やかに回復させることが必要である。

この避難所運営マニュアルは、これらを踏まえて、避難所運営において予想される課題の内容やその対応方法を示しており、円滑な避難所の運営を行うための手引書や手順書として活用されることを目指すものである。なお、今後発生する災害の経験や各種の計画の変更にあわせて、実行力のあるマニュアルとなるように、継続的に見直していくことが必要である。

第2節 構成

避難所運営の各業務を、発災後からその段階に応じて整理している。このマニュアルでは、災害発生直後の初動期にはじまり、避難所で様々な応急対策を行う展開期、避難所の混乱が少なくなった安定期、避難所閉鎖に向けた撤収期として構成し、それぞれの立場に応じて必要な情報が得られるよう整理している。

- 1 初動期（災害発生からおおよそ3日程度）
- 2 展開期（4日目～3週間程度）
- 3 安定期（3週間目以降）
- 4 撤収期（ライフライン回復時）

第2章 避難所運営の基本方針

第1節 基本方針

- 1 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指すものである。
 - (1) 災害発生直後は、生命の安全確保と避難場所の提供を行う。
 - (2) 災害により、家屋の被害をはじめ、電気、水道、ガス等のライフライン機能低下により生活が困難になった場合は、避難所において生活支援を行う。
 - (3) 避難所では、以下の項目について生活支援の提供を行う。
 - ア 生活場所の提供
 - イ 水、食料、物資の提供
 - ウ トイレ等の衛生環境の提供
 - エ 生活情報、生活再建情報の提供
 - (4) 避難者は、避難者名簿への登録を行う。災害対策本部必要な物資等の数量把握等に活用する。
 - (5) 避難所においては、できるかぎりプライバシーが確保できるように努める。
 - (6) 避難者への生活支援は公平に行うことを原則とする。ただし、特別なニーズを必要とする要配慮者については、個別に対応するものとする。また、女性や性的少数者等のニーズにも配慮した環境づくりに努める。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対策を踏まえた避難所運営を行う。
- 2 避難所の設置は、ライフラインが復旧する頃までとし、復旧後は速やかに閉鎖する。住宅を失った人に対しては、避難所閉鎖後は応急仮設住宅等の長期受入施設で対応する。
- 3 避難所は、避難者の自主運営を原則とする。
 - (1) 避難所は、避難者の代表者や行政担当者で構成する避難所運営委員会を設置して、運営に必要な事項を協議し決定する。
 - (2) 避難所では、避難者相互の負担をできるかぎり軽減し、少しでも過ごしやすくするために、「避難所ルール」を遵守させる。
 - (3) 避難所運営業務が特定の人々に過重の負担とならないように、行政担当者、施設管理者も含めて、ローテーションや当番等により実施するものとする。
- 4 災害対策本部は、避難所の後方支援を行う。
 - (1) 定期的に連絡をとり、食料、物資等の配給計画の作成と管理を行う。
 - (2) 福祉部門等の職員を避難所に派遣して、避難者の心身の健康管理を支援する。
 - (3) 地域の災害情報、安否情報、市の支援情報を定期的に発信する。

第2節 このマニュアルの対象者

このマニュアルの主な使用対象者および組織は次のとおりである。

1 避難所運営委員会

避難所の運営に関することを自主的に協議・決定するために、避難者（組・運営班）の代表者・行政担当者・施設管理者等で構成する運営機関。

2 避難者

家屋が被災した避難者や2次被害を避けるために避難した市民、帰宅困難者、居住地が立入禁止区域となった市民等。

3 組の代表者

避難者で構成する「(避難者)組」の代表者で、配給や当番等の業務を行う者。

4 班の代表者

避難所運営委員会にて設置される各運営班の代表者。

5 避難所リーダー

- (1) 避難所開設時に指導的立場から避難者をつとめまとめる役割を担う自主防災会や区・自治会等の役員。
- (2) 避難所運営委員会が設置された場合は、その役を避難所運営委員会に移行し、その任務は終了とする。

6 行政担当者

災害が発生又は発生が予測される場合に、避難所に参集する職員。

7 施設管理者

避難所となる小中学校又は公共施設の職員。

第3章 実施すべき業務

第1節 初動期

初動期とは、災害発生からおおよそ3日程度を指し、混乱状態の中で避難所を開設、運営するために必要な業務を行う期間である。

初動期における避難所の開設・運営の責任者は、原則として行政担当者である。行政担当者が不在で、かつ緊急を要する場合は施設管理者がその役割を補完する。さらに、行政担当者、施設管理者がともに不在で、かつ緊急を要する場合には、避難所リーダーが、このマニュアルに基づき業務を実施できる。ただし、設備の使用などについては、施設管理者の判断を仰ぐこととする。

第1 行政担当者、施設管理者、避難所リーダー

避難所に参集した各員は、以下の業務を行う。各業務の実施にあたっては、複数人で実施することにより、緊急時における業務を円滑に実施することが期待できる。業務にあたる人数は多いほど、迅速で確実な業務の遂行が可能となるが、場合によっては限られた人数でしか避難所の開設ができないこともある。

その際は、無理にすべての業務を行おうとせず、様式2「避難所開設チェックリスト」や以下の実施順を参考にしながら、できるものから実施する。ただし、施設に他のマニュアルがある場合は、それに沿って連携して業務を遂行するものとする。

1 施設内の安全確認【様式1】

- (1) 震災の場合は2次被害の防止等のために、様式1「地震発生後の避難所被害チェックリスト」を用い、施設の安全確認をする。
- (2) 震災の場合は安全確認が終了するまでは、避難者を建物の中に入れない。
- (3) 判定結果が「危険」あるいは「要注意」となった建物の部屋には、避難者を入室させない。すでに避難者がいるときは、すぐに退出させる。
- (4) 判定結果が「要注意」となった場合については、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (5) 判定結果が「調査済み(安全)」の場合は、施設機能の確認のため、電気、ガス、水道、電話等の各設備について調べる。

2 放送設備の点検など

避難所内外への情報伝達手段を確保するために、放送設備の点検を行う。使用不能の場合は、代替手段として拡声器、メガホン等を準備する。

3 避難スペースの指定

- (1) 避難所の運営を行うために、施設管理業務や避難者への支援に必要となる以下のような部屋は、避難者の受け入れスペースとはしない。
 - ア 校長室、館長室など施設管理者の部屋
 - イ 職員室、事務室

- ウ 保健室、医務室
- エ 給食室、調理室
- オ 放送室、会議室、物資の保管場所
- カ その他施設管理者が管理するうえで重要な部屋

- (2) 施設利用計画を確認し、受け入れスペースの優先順位を決める。
- (3) 避難者数を見ながら部屋の開錠を行う。
- (4) 要配慮者については、可能な範囲でその人に応じた場所へ誘導する。

4 外部への連絡手段の確保及び本部への連絡【様式4-1、4-2】

- (1) 避難所の状況等について、様式4-1「避難所状況報告書（第1～3報用）」を用いて、参集直後・3時間後・6時間後にそれぞれ災害対策本部へ報告する。
- (2) 施設管理者等と協力して、電話等外部との連絡手段を確保する。
- (3) FAXの使用や、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項が記録されるようにする。
- (4) 第4報以降は、様式4-2「避難所状況報告書（第4報以降用）」により連絡する。原稿は保管しておく。
- (5) 6時間以内に閉鎖したときは、様式4-1「避難所状況報告書（第1～3報用）」により報告する。

5 避難所ルールの掲示【様式5】

避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、避難所ルールを施設内の目立つ場所に掲示する。コピーができない場合は、板書などの方法で共通理解ルールの周知を行う。

6 避難所の受け入れ、名簿登録【様式3、様式12】

- (1) 避難所の各種支援は、避難者数を基礎としているので、名簿への登録について必ず周知する。
- (2) 登録は、様式3「避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）」を用いて、避難者の世帯ごとに行い、各世帯の代表者に記入してもらう。
- (3) 名簿回収の際に、人命救助・火災発生など地域の被害状況を聞き取り、様式4-1・2「避難所状況報告書」へ記入し、災害対策本部へ連絡する。
- (4) 名簿の管理を行う。
 - ア 避難者が退所する際には、名簿に退所日と転出先を記入してもらう。
 - イ 退所世帯の名簿については、避難者世帯の名簿と分けて管理する。
- (5) 施設内は、物資輸送車両等緊急車両の通行確保が必要なことから、原則として避難所への自家用車の乗り入れを規制することも必要である。

7 広報

避難所が開設されたことを地域の住民に周知するための広報を行う。

- (1) 屋外スピーカーなどを利用する。
- (2) 使用できない場合は拡声器、メガホンなどを利用する。

- (3) 広報文は、次の文例を参考とする。「こちらは、災害対策本部です。ただ今、〇〇において、避難所を開設しました。避難した方の受付を始めています。避難する際には十分注意してください。」(以下、繰り返し)

8 避難者組の編成

- (1) 組を編成する際には地域ごとにまとまったグループにすることが望ましい。
- (2) グループ内が高齢者だけになるような編成は避ける。
- (3) 通勤者や旅行者など帰宅困難者は、地域の人とは別の組を編成する。

9 食料などの管理、配給【様式6-1、様式10】

- (1) 備蓄食料、水の状態を確認する。飲料水としては、一人あたり一日3リットル、食料としては、一人あたり一日3食を目安とする。
- (2) 食料、水が不足する場合は、様式6-1「食料供給関係受信票兼処理票」を用いて、災害対策本部に要請する。
- (3) 食料、水の配給は、迅速かつ公平に行うため組ごとに行う。配給時間はあらかじめ決めておき、広報によって周知する。配給の際は、要配慮者や食物アレルギーがある避難者に配慮して、原材料表示や献立表の掲示等を行う。
- (4) 組ごとの配給以外に配給を求められた場合には、協議した上で判断する。
- (5) 避難所以外の在宅避難者等へも同様に配給する。

10 負傷者と遺体の対応

- (1) 避難者の中に多数の負傷者がいる場合は、災害対策本部に医師の手配を要請する。
 - (2) 避難所には、遺体は受け入れないことを原則とするが、やむを得ないときは、行政担当者、施設管理者が協力して、遺体の一時受け入れを行う。
 - ア 遺体を受け入れる部屋は、避難者受け入れの部屋とは別とする。
 - イ 遺体を受け入れた場合は、災害対策本部の担当者の派遣を要請する。
 - ウ 災害対策本部の遺体担当者が未着の場合、死亡者の氏名、年齢、性別、住所、搬送者の氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の連絡先などを記入したメモを遺体の上に置く。
 - エ 遺体を収容した部屋には、遺体搬出後も避難者を入れないようにする。
- ※ 身元不明の遺体が搬入されたときは、発見場所、発見時間、所持品等を整理しておく。

第2節 展開期

展開期とは、災害発生後4日目から約3週間程度までの期間を指す。

展開期における避難所の運営は、避難者の自立再建の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会（以降「委員会」という。）が担う。委員会は、具体的な業務を執行・運営するために運営班（総務班・名簿班・食料班・物資班・衛生班・救護班・連絡・広報班等）をおく。委員会が設置された後は、自主防災会や区・自治会等の役員が担っていた避難所リーダーは、その任務を終了する。

第1 行政担当者、施設管理者

避難所の運営責任者となる行政担当者、施設管理者は、次の業務を行う。

1 避難所間での避難者の振り分け対応

- (1) 避難所施設の安全性が不十分な場合、他の避難所への振り分けを災害対策本部へ要請する。
- (2) 避難所スペースに余裕がある場合には、追加受け入れ可能な人数を災害対策本部へ連絡する。
- (3) できるだけ組ごとにまとまった移動となるよう配慮する。
- (4) 混乱を避けるため、放送設備等を用いて避難者へ状況を説明し、理解を得られるようにする。

2 災害対策本部への連絡【様式4-2、8-1、9-1】

- (1) 名簿班が記入した様式4-2「避難所状況報告書（第4報以降用）」を用いて災害対策本部に報告を行う。
- (2) 様式7-1「物資依頼伝票」、様式6-1「食料供給関係受信票兼処理票」を用いて、物資班、食料班の取りまとめた必要物資、食料などの内容を災害対策本部へ連絡する。食料と物資は別々の伝票で処理する。受領した際は、要請内容と照合し、受領した旨を災害対策本部へ連絡するとともに、伝票を保管する。
- (3) 衛生班と調整し、災害対策本部にごみの収集要請を行う。
- (4) 救護班から報告を受けた、避難者の障害の種類や程度、体力、病状などの状況を確認し、避難所での生活が困難な方については、福祉避難所など適切な施設への移動を災害対策本部に要請する。

3 トイレの対応

- (1) 仮設トイレが必要な場合、行政担当者は、施設管理者と協議の上、必要数を災害対策本部へ要請する。
- (2) 仮設トイレが搬送されてきたら、所定の場所に男女別の他、多目的トイレ（誰でもトイレ）を設置する。
- (3) 仮設トイレは、概ね50人に1基の割合で確保する。
- (4) トイレの使用については、注意事項を施設内・仮設トイレのそれぞれに掲出し、避難者への周知徹底を図る。

- (5) 衛生班と協力して、施設内・仮設トイレの消毒・殺菌などについて、災害対策本部と連絡調整して対応する。
- (6) 避難所施設・トイレなどの清掃については、避難者に当番を割り振り、毎日行う。
- (7) トイレの掃除・手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、避難者が当番を決め、毎日行う。
- (8) 避難所に視覚障害者がいる場合は、1基の仮設トイレを壁や塀沿いに設置し、視覚障害者へ周知する。
- (9) トイレの清掃時には、放送などで伝える。
- (10) 仮設トイレの汲み取りは、早めに災害対策本部へ要請する。

4 ボランティアの要請等

- (1) 女性やLGBTQ、子ども等の固有の問題に対応できる相談員、要配慮者のケアを行うための専門職員や通訳、体調不良者の対応をする医師や健康福祉センターの保健師、看護師、ボランティア等の派遣を災害対策本部に要請する。
- (2) ボランティアの派遣要請にあたっては、災害対策本部を介して、災害ボランティアセンターに対し派遣を要請する。要請にあたっては、ボランティアの活動内容、必要な人員数等を連絡する。
- (3) 避難所へ直接申し入れがあったボランティアに対しては災害対策本部を介して災害ボランティアセンターを紹介する。
- (4) ボランティアの作業がなくなった場合は、災害対策本部を介して災害ボランティアセンターに連絡する。

5 各組における代表者の選出

編成された各組ごとに代表を選出する。

6 避難所運営委員会の設置【様式9】

避難者における自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、様式9「避難所運営委員会運営規約（例）」を参考にして、速やかに委員会を設置する。

7 秩序の維持

避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を維持するための方策を検討する。

- (1) 腕章をして施設内の巡回をする。
- (2) 避難所内でトラブルが発生したときは、総務班とともに速やかに対応する。その場合、次の点に注意する。
 - ア 自分から声をかける
 - イ 相手の言い分をよく聞く
 - ウ あくまで冷静、論理的に説明する
 - エ できること、できないことを明確にする
- (3) 避難所内の秩序を維持するため、巡回を行う。
- (4) 警察官のパトロール立ち寄りを依頼する。

8 避難所内での場所移動

- (1) 避難者の減少や学校などの再開などにより、避難場所の移動を検討する。移動に際しては、避難所施設本来の機能回復が進むように、避難所と施設機能とを階ごとに分けるなどの工夫を行う。
- (2) 場所移動計画は総務班が作成し、避難者の了解を得て移動を実施する。
- (3) 移動の際は、避難者に部屋の片付け・掃除を必ず行うよう周知する。

9 マスコミ対応

- (1) マスコミ等からの被災者の安否に関する問い合わせについては、災害対策本部を紹介し、プライバシー保護の観点から、情報管理には十分配慮して避難所では情報公開は行わない。
- (2) 取材の申し入れがあったときは、災害対策本部を紹介する。災害対策本部が取材を許可した場合は、許可の範囲内で取材に対応する。
- (3) 避難者が寝起きする場所への立ち入り取材は、原則行わない。

10 熱中症対策

- (1) 避難生活では、被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があるため、普段以上に体調管理を心掛けるよう周知する。特に、高齢者、子ども、障害者などの要配慮者に注意する。
- (2) 避難所の状況に応じて、以下のような対応を検討する。
 - ア 温度計や湿度計の設置・計測、大型扇風機や大型の空調装置（エアコン）の設置・使用などにより、室内温度を適切に保つための環境を整備する。
 - イ お茶や飲料水の備蓄・配布により、こまめな水分補給が可能な体制を整備する。
 - ウ その他、個人の健康状況に合わせ、吸湿性や通気性の良い素材の衣服の使用や、局所冷却材の使用などを促進する。
- (3) 熱中症を予防するために、避難者に以下を周知する。
 - ア 暑さを避ける。
 - イ 喉が渇いていなくても、こまめに水分をとる。
 - ウ 身の周りの気温・湿度・暑さ指数（WBGT）※を確認する。※暑さ指数（WBGT）：気温・湿度・輻射熱からなる熱中症の危険性を示す指標
- エ 屋外で人と2m以上離れているときは、マスクを外す。

第2 避難所運営委員会

委員会は、自主的で円滑な避難所運営のために、次の業務を行う。

1 避難所運営委員会の構成員の決定【様式10】

- (1) 構成員は、行政担当者、施設管理者、組の代表者及び各運営班の代表者とする。
- (2) 会長、副会長を選任する。
- (3) ボランティアは、原則として構成員としない。ただし、避難所で長期にわたり活動するボランティアは、委員会に認められた場合のみ出席、発言できる。
- (4) 委員会は、編成された運営組織の役割、班編成、班員などを様式10「避難所運

- 営委員会名簿」や大きな模造紙に書き、避難所に掲出し避難者への周知徹底を図る。
- (5) 委員会の構成員は、避難者や外部の人から見分けやすいように、腕章や名札等の目印をつける。
 - (6) 委員会の事務局は、総務班が担当する。

2 定例会議の開催及び協議事項

- (1) 避難所の状況を把握し、相互に意見交換を行い、必要事項を協議・決定するため、毎日定例会議を開催する。
- (2) 会長は、会議を招集し議長を務める。
- (3) 総務班が会議の準備や記録の作成を行う。
- (4) 毎朝1回、可能であれば夜にも1回、定例会議を開く。

3 各運営班の設置

- (1) 委員会の具体的な業務の執行、運営のために各運営班を設置する。
- (2) 設置する運営班とその業務内容については、以下のとおりとする。
 - ア 総務班：災害対策本部との連絡事項の整理、避難所の秩序維持、ボランティアの受け入れ、マスコミ対応等
 - イ 名簿班：避難者の名簿の作成・管理等
 - ウ 食料班：避難所の食料の配給・管理等
 - エ 物資班：避難所の物資の配給・管理等
 - オ 救護班：負傷者の対応、要配慮者への支援
 - カ 衛生班：避難所のトイレ・ごみ・防疫・ペットの対応等
 - キ 連絡・広報班：電話の問い合わせや避難者の呼び出し、施設内の広報等
 - ク その他：必要となる班

4 各運営班の班員の編成【様式10】

運営班の班員は、組の代表者で編成する。ただし、班員の健康状態や班の状況などを考慮し、適宜交代を行う。

第3 総務班の業務

総務班は、次の業務を行う。

1 災害対策本部との連絡事項の整理

- (1) 名簿班、食料班、物資班、衛生班等と協議し、災害対策本部へ連絡すべき内容を把握する。
- (2) 連絡事項を整理し、行政担当者に報告する。

2 秩序の維持【様式5】

- (1) 避難者に共通ルールを遵守させる。
- (2) 避難所の消灯を定時に行う。
- (3) 避難所の火気について、注意を払う。

- (4) 避難所生活におけるプライバシーの問題を解消する。
- (5) 施設内の巡回をする。夜間も巡回を行う。
- (6) 避難所内でのトラブルが発生したときは、速やかに対応する、その場合、次の点に注意する。
 - ア 自分から声をかける
 - イ 相手の言い分をよく聞く
 - ウ あくまで冷静、論理的に説明する
 - エ できること、できないことを明確にする
- (7) 避難所は全面禁煙・禁酒とする。
- (8) 冬季の発災時においては、避難所屋内での石油ストーブなどの取り扱いについて、避難者へ周知徹底する。個人での火気使用は原則禁止とする。

3 避難所内での場所移動計画

- (1) 避難所内での居住スペースの移動について検討する。
- (2) 移動に際しては、従来の部屋ごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮する。
- (3) 一人当たりの避難スペースは、荷物の増量などを勘案し適切に対処する。なお、必要最低面積は次表を参考とする。

※ 避難者一人当たりの必要最低面積

1 m ² /人	被災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有が可能な面積
2 m ² /人	緊急対応期の段階での就寝可能な占有が可能な面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積
(注) 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、受け入れ配慮上の工夫を行うか、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努めることとする。	

- (4) 計画案は、委員会に提出して承認を受ける。

4 プライバシーの確保

- (1) 各世帯単位でパネル等で間仕切りを行う。間仕切りはできるだけ早い段階で用意する。
- (2) 衛生班とともに施設管理者と協議のうえ、男女別の他、多目的の更衣室、授乳室等を確保し、避難者に周知する。
- (3) 女性や子育て家庭に配慮し、女性専用の物干し場、育児室の確保に努める。
- (4) L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。
- (5) 避難者以外は、原則として避難者が寝起きする部屋には入れない。

5 ボランティアの受け入れ【様式14-1、様式14-2】

- (1) 災害ボランティアセンターから派遣されたボランティアに対して、様式14-1「避難所ボランティア受付票」を作成し、管理する。
- (2) ボランティアの分担する仕事は、原則として避難生活に関する下記の仕事の支援

を行い、的確にボランティアの配備を行うこととする。

- ア 災害、安否、生活情報の収集、伝達への協力
- イ 要配慮者（手話、筆語、外国語の支援も含む）への補助
- ウ 清掃、防疫活動への応援
- エ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分活動への協力
- オ その他危険を伴わない軽易な作業への支援協力

- (3) ボランティアには、様式14-2「ボランティア活動者の持参品及び注意事項」の持参品や注意事項を熟知させるものとする。
- (4) 仕事の内容ごとにリーダーを互選により定め、仕事が終了したときは、リーダーに連絡させる。
- (5) ボランティアの作業がなくなった場合は、行政担当者および施設管理者から災害対策本部を介して災害ボランティアセンターに連絡する。

6 マスコミ対応

避難所に訪れたマスコミの取材に対しては、災害対策本部の指示に従って行政担当者・施設管理者とともに対応する。

第4 名簿班の業務【様式3】

名簿班は、避難者名簿の作成・管理を行う。

- 1 新たな避難者及び在宅避難者の登録、退所者の確認等、常に最新の避難者の人員構成（年齢、要配慮者の有無等）を把握する。
- 2 新たな避難者がいるときは、様式3「避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）」を用いて名簿に登録する。避難者が退所するときは、転出先等を様式3「避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）」に記入してもらう。
- 3 避難者名簿と退所者名簿は分けて管理する。
- 4 名簿の整理、集計を行い、様式4-2「避難所状況報告書（第4報以降用）」に集計結果を記入し、行政担当者へ伝達する。
- 5 避難者・ボランティアの協力を得て、周辺の在宅避難者の把握に努め、総務・食料・物資班に連絡する。
- 6 委員会において、登録者数や退所者数を毎日報告する。

第5 食料班の業務

食料班は、次の業務を行う。

1 避難所の食料の配給【様式8】

- (1) 食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮する。
- (2) 食料の配給は、迅速かつ公平に行う必要があるため、原則として組ごとに行う。
- (3) 避難者以外の在宅避難者等にも食料を配給する。
- (4) 特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、ミルク、

食物アレルギー等の特別な要望については個別に対処する。なお、食料配布の際は、食物アレルギーに配慮して原材料表示や献立表の掲示等を行う。

- (5) 在宅避難者に食料を配給するときには、様式8「避難所への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文(例)」などを参考にして、配給場所、時間等を避難所内の連絡板に掲載する。

2 不足食料の要請【様式6-1】

- (1) 食料班は、不足食料等の内容及び数量をとりまとめて、様式6-1「食料供給関係受信票兼処理票」に記入する。記入後は行政担当者に渡す。
- (2) 要請にあたっては、必要な食料を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意する。

3 食料の管理

- (1) 搬送された食料は、食料保管場所へ一時保管する。
- (2) 数量を確認し、速やかに被災者へ配布する。
- (3) 梅雨時、夏などの気温が高い時期は、腐敗など食品の衛生管理には十分注意をする。
- (4) 飲料水は、衛生上の観点から、びん、缶詰などの保存用のものや、ペットボトルなどを優先して使用し、これらが使用できないときは、給水車からの水を用いる。
- (5) 食料は、各組の代表者を通じて、避難者へ配布する。
- (6) 要配慮者など、特別なニーズのある方には、個別に対処することに努める。
- (7) 食料、飲料水の安定的な供給ができるようになったら、次に生活用水の利用について、衛生班と総務班で調整する。
- (8) 生活用水については、衛生班が担当する。
- (9) 原則として、避難所内での調理は行わない。ただし、やむを得ない場合は、防疫上の観点から、衛生状態に十分注意し、設備、備品などの使用については、施設管理者の了解を得て調理者が責任を持って行う。

第6 物資班の業務

物資班は、次の業務を行う。

1 避難所の物資の配給【様式7-1、様式7-2、様式8】

- (1) 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮する。
- (2) 物資の配給は、迅速かつ公平に行う必要があるため、原則として組ごとに行う。
- (3) 避難者以外の近隣の在宅避難者等にも等しく物資を配給する。
- (4) 特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得て行うこととし、おむつなどの特別な要望については個別に対処する。
- (5) 在宅避難者に物資を配給するときには、様式8「避難所への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文(例)」などを参考にして、配給場所、時間等を避難所内の連絡板に掲載する。
- (6) 女性用品等(生理用品、下着類、オムツ等)の配給方法については配慮する。

2 不足物資の要請

- (1) 物資班は、不足物資の内容及び数量をとりまとめて、様式7-1「物資依頼伝票」に記入する。記入後は行政担当者に渡す。
- (2) 物資の要請にあたっては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意する。

第7 救護班の業務

救護班は、次の業務を行う。

1 要配慮者等の特別なニーズのある避難者の把握

名簿班と協力し、救護の必要な人員構成を把握する。

2 要配慮者への対応【様式12】

- (1) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、けが人・病人等の要配慮者に対して、様式12「要配慮者の区分・避難行動等の特徴・配慮を必要とする主な事項」を参照して、環境の良い場所へ受け入れられるようにできるだけ配慮を行い、避難者の協力を得ることとする。
- (2) 避難者の障害の種類や程度、体力、病状などの状況を確認し、避難所での生活が困難な方については、福祉避難所など適切な施設への移動について検討するため、行政担当者に報告する。
- (3) 避難所施設において、要配慮者が生活するうえでの障害をできるかぎり取り除く努力をする。
- (4) 視覚障害者の利用に配慮し、衛生班と協力し、1基の仮設トイレは壁や塀沿いに設置し、視覚障害者へ周知する。
- (5) 要配慮者の情報伝達手段の確保について配慮する。

3 避難所の子どもたちへの対応

- (1) 施設管理者や地域子ども会などの協力を得て、避難した子どもたちへの保育を行う。
- (2) 避難所において、子どもたちがボランティア活動として力を発揮できるよう支援する。
- (3) 可能であれば、子どもの遊び部屋を確保し、夜間は勉強部屋として利用できるように配慮する。

第8 衛生班の業務

衛生班は、次の業務を行う。

1 トイレに関する対応

- (1) 仮設トイレが搬送されてきたら、適切な場所に男女別の他、多目的トイレ（誰でもトイレ）を設置する。
- (2) トイレの使用については、注意事項を仮設トイレ内、施設内のトイレそれぞれに掲出し、避難者への周知徹底を図る。
- (3) 施設内・仮設トイレの消毒、殺菌方法等について、災害対策本部と連絡調整して対応する。
- (4) トイレの清掃については、避難者自身に当番を割り振り、毎日行う。
- (5) トイレの掃除、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、避難者が当番を決め、毎日行う。
- (6) 避難所に視覚障害者がいる場合は、救護班と協力し、1基の仮設トイレを壁や堀沿いに設置し、視覚障害者へ周知する。
- (7) トイレの清掃時には、放送などで伝える。
- (8) 仮設トイレの汲み取りは、早めに災害対策本部へ要請する。

2 ごみに関する対応

- (1) 施設管理者と協議のうえ、ごみ集積所を指定し、掲出などにより避難者へ周知徹底を図る。
- (2) ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう周知徹底する。
- (3) ごみ集積場は、屋外の、直射日光が当たらない場所を選ぶ。
- (4) 避難所内や空き地でのごみの焼却は禁止する。
- (5) ごみの収集は、行政担当者から災害対策本部に要請する。

3 防疫に関する対応

食中毒や感染症が流行しないように、ごみの処理、防疫に注意する。

- (1) 手洗い
 - ア 衛生確保のため、手洗いを励行する。手洗い所には、消毒液を配置する。
 - イ 消毒液は定期的に補充する。
 - ウ 衛生班は、消毒液、トイレトペーパーの在庫状況チェックし、定期的に物資班へ依頼し確保する。
- (2) 食器
衛生確保の面から、食器はできるだけ使い捨てにする。
- (3) 風呂
 - ア 災害対策本部と協力して、地域の入浴可能な施設の情報提供に努める。
 - イ 仮設風呂が利用できるときは、衛生班が利用計画を作成する。
- (4) 体の健康
 - ア 風邪など体調を崩している避難者を把握する。
 - イ 医師や保健師、看護師の対応の必要性を確認し、必要であれば行政担当者から災害対策本部に要請する。
- (5) 生活水の確保
 - ア 飲料水の安定的な供給ができるようになったら、トイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯等の生活水の確保に努める。洗濯場や物干し場の設置も検討する。

イ 生活用水の確保については、食料班・物資班・総務班と協議し、生活用水の保管・利用方法を検討する。

4 避難所内の掃除、整理整頓

避難所内の掃除等は、避難者自身で行うよう協力を呼びかける。

5 避難所内のペット対策【様式13-1、様式13-2】

- (1) 犬、猫等は、原則として居住スペースには入れない。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬は除く。
- (2) 避難所のペットの管理責任は、飼育者であることを原則とする。
- (3) 避難所にペットを連れて来た避難者に対して、届出を行うよう呼びかけ、様式13-1「避難所ペット登録台帳」に記載する。
- (4) 大型動物や危険動物は、避難所での飼育は断ることとする。
- (5) ペットの飼育場所を決定し、様式13-2「避難所におけるペットの飼育ルール広報文(例)」とともに、飼育者や避難者へ通知し徹底を図る。
- (6) ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。

第9 連絡・広報班の業務

連絡・広報班は、次の業務を行う。

1 外部からの電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- (1) 電話担当者と呼び出し担当者を配置する。外部からの電話の問い合わせについては、時間を決めて行う。
- (2) 電話で問い合わせがあったときは、電話担当者は、名簿班から受け取った避難者名簿と照合する。
- (3) 避難所内の電話は受信専用とする。呼び出しは放送、掲示により伝言し、折り返し避難者から連絡する方法を原則とする。受信状態での呼び出しは行わないこととする。
- (4) 次の内容に留意して対応する。
 - ア 探している人の住所と名前を聞く。(DV等への配慮から、該当者の有無についても回答しないでください。)
 - イ 電話をかけている人の連絡先と名前を聞く。
 - ウ 避難所内の電話は受信専用であり、放送で呼び出して電話があったことを伝えるのみである旨を伝える。
 - エ 放送で呼び出しても本人から連絡のない場合があるが、それ以上の対応はできないことについて了承いただく。
- (5) 電話担当者は、メモに内容を記載し、呼び出し担当者に渡す。呼び出し担当者は、避難所の放送設備等により、呼び出しを行う。
- (6) 呼び出しが終了したら、メモを掲示板に掲示する。
- (7) 相手先に連絡した避難者は、メモを掲示板から取り除く。

- (8) 避難所への来訪者は、連絡・広報班の受付で避難者の呼び出しを依頼し、所定の場所で面会する。

2 生活情報の提供【様式11】

避難生活に必要な生活情報を、避難者に提供する。

- (1) 避難者に対して、下記に掲げる内容等の情報提供を行う。
- ア 安否情報
 - イ 被害情報
 - ウ 余震、天気情報
 - エ 水、食料の情報
 - オ 生活物資情報
 - カ 医療救護情報
 - キ 風呂の開設情報
 - ク 葬儀、埋葬に関する情報
 - ケ ライフライン等の復旧情報
 - コ 生活再建に関する情報
 - サ 応急仮設住宅に関する情報
 - シ 子どもの教育に関する情報
- (2) 総務班、名簿班とともに、応急仮設住宅等の長期受入施設の応募などに関する情報伝達は、資料配付など迅速、的確に行う。
- (3) 要配慮者に対する情報提供については、様式12「要配慮者の区分・避難行動等の特徴・配慮を要する主な事項」等を参考にして、あらゆる方法を検討する。
- (4) 掲示板には、被災者どうしが情報交換できるコーナーを設置する。
- (5) 定期的に災害対策本部から公開されている情報の収集に努める。
- (6) テレビ、ラジオ、新聞などの情報収集に努める。
- (7) 収集した情報を整理し、必要な情報を掲示板に掲示する。
- (8) 委員会で決定された事項についても掲示板に掲示する。
- (9) 不要となった情報を記録、整理し保管する。
- (10) 災害後は、デマ情報が出やすいので注意する。

第3節 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目以降を指す。この時期は、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下するときである。また、被災者のニーズが多様化し、より高度化するときでもあり、柔軟な対応が必要となる業務を行う期間でもある。

安定期における避難所の運営主体は、避難者の自立再建の原則に基づき、避難者を主体とする避難所運営委員会が担う。避難所運営は、避難者生活の自立再建に向けた運営を行いつつ、撤収の時期を見据えて行われる。

第1 行政担当者・施設管理者

行政担当者・施設管理者は、基本的に展開期と同じ業務を行う。

1 災害対策本部への報告

展開期と同様に、災害対策本部に対し避難所の状況を定期的に報告する。

2 避難所運営委員会への協力

行政担当者・施設管理者は、避難者が主体的となった避難所運営が行われるように、委員会に協力する。

第2 避難所運営委員会

委員会は、基本的に展開期と同じ業務を行う。

1 避難所運営事項の協議

避難所内の状況を把握し、相互に意見交換を行い、必要事項を協議・決定するため、毎日定例会議を開催する。

2 運営班の業務

各運営班の業務を行う。公平性や班員の健康状態などを考慮し、適宜、班員の交替を行う。

3 避難所内での場所の移動

状況の変化に応じ、避難者内での場所の移動を行う。

第4節 撤収期

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、地域の本来の生活が再開可能になり、避難所生活の必要性がなくなる期間である。そのため、住居を失った人には、応急仮設住宅等の長期受入施設への移行支援をしたり、避難所施設の本来業務の再開に向けて必要な業務を行う期間である。

撤収期における避難者の合意づくりは、避難所運営委員会が担う。委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して協議・運営される。

第1 行政担当者・施設管理者

行政担当者・施設管理者は、次の業務を行う。

1 災害対策本部の報告

展開期・安定期と同様に報告を行う。ライフラインの回復状態などを見ながら、避難所閉鎖時期について協議する。

2 避難所集約に伴う部屋の移動

避難所集約に伴い、避難者に避難所の移動等について、理解と了解を得る。

- (1) 全体的な避難者の減少により、災害対策本部から他の避難所への統合の指示があった場合、行政担当者、施設管理者、委員会等は、避難者に対して避難所の移動に関する理解を得られるよう十分に説明する。
- (2) 移動が決定した場合、移動の日時、荷物などの搬送のための車両・人員の確保等について災害対策本部と調整する。

3 避難所撤収に向けた準備

- (1) 避難者に長期避難所への移行支援を行う。
- (2) 避難者の生活再建に向けての支援を行う。
- (3) 災害対策本部から指示を受けて、避難所撤収の準備に取りかかる。
- (4) 避難所の閉鎖時期、撤収の準備について避難者へ説明する。

第2 避難所運営委員会

委員会は、次の業務を行う。

- 1 避難所閉鎖についての避難者の合意形成を行う。
- 2 使用されなかった物資などの回収が必要となった場合は、その種類、数量を災害対策本部に連絡して回収を行う。回収物資類は、最小限に整理する。
- 3 避難所管理に用いた記録や台帳等は災害対策本部に提出する。
- 4 委員会は、避難所閉鎖の日に解散する。

様式1 地震発生後の避難所施設被害チェックリスト（コンクリート造等建築物用）

地震発生後の避難所施設被害チェックリスト（コンクリート造等建築物用）

避難所名 _____

点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに○をつけてください。※裏面の手順をよく読んでから実施してください。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	I いいえ II 傾いている感じがする III 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	I いいえ II 生じた III ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは建物周囲の地面が沈下しましたか？	I いいえ II 生じた III ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	I ない又は髪の毛程度のひび割れがある II 比較的大きなひび割れが入っている III 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？ ※ 質問1～6までで、II又は、IIIと判断された場合は、建物内に入ることをせず質問7以降は点検する必要はありません。	I いいえ II 落下しかけている、落下している (IIIの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	I いいえ II 少し傾いている、下がっている III 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	I ない又は髪の毛程度のひび割れがある II 比較的大きなひび割れが入っている III 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	I いいえ II 建具・ドアが動かない III 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	I いいえ II 落下しかけている III 落下した

- 11 その他、目についた被害を記入してください。(例：塀が倒れた、水・ガスがもれている、家具が倒れたなど。)

(手順)

- 1 行政担当者、施設管理者、避難所リーダー（その場に震災建築物応急危険度判定士や建築士がいる場合には助言を受けて行います。）が2人以上で、危険箇所に注意しながら、このチェックリストを使って、目視による点検を行います。
- 2 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、Ⅱ又は、Ⅲと判断された場合は、建物内に入ることをせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- 3 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして立入禁止とします。
- 4 このチェックリストの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

- 5 質問1～10を集計します。

I	II	III

- 6 必要な対応を取ります。

- ◎ Ⅲの答えが一つでもある場合は、「危険」です。施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。
- ◎ Ⅱの答えが一つでもある場合は、「要注意」です。施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。
- ◎ Iのみの場合 危険箇所に注意し、施設を使用します。

- ※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。
- ※ このチェックリストによる判断は、あくまで臨時的なものであり、市災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

様式2 避難所開設チェックリスト

行政担当者

開設前

項 目		対 応	確認
1	自動車乗り入れの規制	・自動車乗り入れの規制	<input type="checkbox"/>
2	避難所受け入れスペースの確保	・事前計画に基づき安全な部屋に誘導する	<input type="checkbox"/>
		・室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理する	<input type="checkbox"/>
3	避難所の本部を設置	・施設管理者とともに、本部設置場所の安全を確保する	<input type="checkbox"/>
4	電気	・電気が使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・放送設備が使用できるか	<input type="checkbox"/>
		・防災行政用無線が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	ガス	・ガスが使用できるか	<input type="checkbox"/>
	水道道路状況の把握	・上下水道が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	通信手段等	・電話が使用できるか ・FAXが使用できるか ・インターネットが使用できるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	非常用設備及び物資の確認	・自家発電装置の移動の有無	有・無
		・水、食料、生活物資の有無	有・無

開設後

項 目		対 応	確認
1	本部への報告（様式7-1）	・FAX、電話、無線、伝令などの手段を用いて災害対策本部へ連絡をとる	<input type="checkbox"/>
2	避難者の登録（様式3）	・避難者の世帯ごとに登録を行う	<input type="checkbox"/>
3	避難者への対応 ※ 混乱時につき、冷静な態度でゆっくり説明する ※ 混乱を極力沈静化させる	・施設被害状況の説明	<input type="checkbox"/>
		・避難者のスペースなどの説明	<input type="checkbox"/>
		・避難所共通理解ルールのコピーを配付する	<input type="checkbox"/>
		・トイレの使用場所の説明と火気について注意をする	<input type="checkbox"/>
		・未登録者への避難者の登録を依頼する	<input type="checkbox"/>
		・避難者からの情報収集	<input type="checkbox"/>
4	災害対策本部への要請事項	・応援職員の必要性	有・無
		・医療体制の必要性	有・無

様式3 避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）

避難者 → 名簿班
(避難所名)

No. _____

避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）

避難所組名

①	世帯代表者							
	氏 名				住 所			
②	入所年月日		年 月 日			電 話		
	避難者	ふりがな	年	性	要			
		氏 名	齢	別	配			
				男		家屋の被害状況（該当箇所を○で囲む）		
				女				
				男		全部倒壊	半 壊	一部破損
				女		床上浸水	床下浸水	
				男		断水	停電	ガス停止
				女		避難状態		
			男		避難所	テント	車	
		女		帰宅困難者	在宅避難者	その他		
		男		親族など 住所				
		女		連絡先 氏名				
	※ここに避難した人（世帯主含む）を書いてください。				電話			
注 意 点	家族に、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意することがありましたらご記入ください。							
③	他からの問い合わせがあったときは、					はい	登 録 受 理	
	住所、氏名を公表してもよろしいですか？					いいえ		
④	退出年月日		年 月 日			退 所 受 理		
	転出先 住 所							
	氏 名					在 宅 受 理		
	電 話							

※1 生活支援を受けるために、世帯代表者が①、②、③欄を記入してください。

※2 避難所を退所する時は、④を記入してください。

避難所状況報告書の使用方法と注意事項

第1報～第3報は同じ用紙に記入すること。

第1報

- 行政担当者は避難所に到着したら、速やかに第1報を災害対策本部に連絡する。
- 受信手段の欄には避難所の受信手段を記入する。
- 避難所でFAX、電話ができないときは、伝令により災害対策本部へ連絡する。
- 世帯数は、様式3「避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）」が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することもできる。
- 地域被害状況のうち火災発生状況は、この避難所管内の地域を記入し、その他の周辺地域の場合は、緊急を要する事項に発生地名、状況を記入する。
- 人命救助の要否については、何箇所、何名位の救助の必要があるのか記入すること。不明の場合は記入はしなくてもよい。
- 電力、断水などの被害や道路状況については、避難所からその内容をまとめ 記載する。

第2報

- 行政担当者は、避難所到着後概ね3時間以内に第2報を報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについて報告する。
- 人的被害の状況についても記入する。

第3報

- 行政担当者は、避難所到着後概ね6時間以内に第3報を報告する。
- 報告内容は第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合は、この様式により速やかに報告する。

様式4-2 避難所状況報告書（第4報以降用）

連絡・広報班 → 行政担当者 → 災害対策本部

避難所状況報告書 [第 報]

避難所名

送信者名		災害対策本部受信者名			
報告日時 月 日 時 分		避難所 FAX・TEL			
世帯数		現在数 (A)	前日数 (B)	差引 (A-B)	
内 訳	避難者	世帯	世帯	世帯	
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯	
	合計	世帯	世帯	世帯	
人数		現在数 (A)	前日数 (B)	差引 (A-B)	
内 訳	避難者	人	人	人	
	在宅避難者	人	人	人	
	合計	人	人	人	
運 営 状 況	(避難者)組	編成済・未編成	地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
	避難所運営委員会	編成済・未編成		ライフライン	断水・停電・ガス休止・電話不通
	運営班	編成済・未編成		道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不能
避難所運営委員会 連絡先 (TEL・FAX)					
		対応状況		今後の展開・対応	
連 絡 事 項	総務班				
	名簿班				
	救護班				
	衛生班				
	連絡・広報班				
	行政担当者				
施設管理者					
対処すべき事項、予見される事項 (水・食料の過不足、物資の過不足、避難者の健康状態、避難所の生活環境・雰囲気など)					

- 一日一回は本部に報告すること。
- 避難所開設から第3報（6時間後）までは様式4-1「避難所状況報告書（第1～3報用）」を使用すること。
- 「連絡事項」の欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。
- 物資や食料については、別紙の様式があるので、それを利用する。

注1 避難者・・・自宅が損壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々。

注2 在宅避難者・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり物資などの配給を受けている人々。

様式5 避難所ルール（例）

避難所ルール（例）

この避難所のルールは次のとおりです。

避難者相互の負担をできるかぎり軽減し、少しでも過ごしやすくするため、次の事項を守るよう心がけましょう。

入間市災害対策本部

- 1 この避難所は、市の指定した避難所です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設管理者、避難者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - （1）委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行います。
 - （2）委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報等からなる運営班を編成します。
- 3 避難所は電気、水道、ガス等のライフラインが復旧する頃を目安に閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯（家族）単位で登録する必要があります。
 - （1）避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - （2）犬や猫等の動物類は原則として居住スペースに入れることを禁止します。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬は除きます。
- 5 食料、物資等の配給は、公平性の確保に配慮します。
 - （1）食料、物資は避難者の組ごとに配給します。
 - （2）特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得て配給を行います。
 - （3）避難所以外の在宅避難者等にも配給します。
- 6 消灯は、夜 時とします。
 - （1）廊下は点灯させたままとしますが、教室、体育館等の照明は消します。
 - （2）職員室等の管理に必要な部屋は、盗難等の防止のため点灯させたままとします。
- 7 放送は、夜 時で終了します。
- 8 電話は、午前 時から午後 時まで、受信します。
放送により呼び出しを行い、内容を伝えます。
- 9 トイレの清掃は、午前 時と午後 時に避難者が交替で行うこととします。
- 10 電源コンセントは、使用ルールが確定するまで使用禁止とします。
- 11 飲酒・喫煙は禁止します。なお、火の使用は厳禁とします。
避難者のみなさんは当番を通じて避難所運営に参加、協力してください。

※ このルールは避難所設置後、速やかに掲示する。

様式6-1 食料供給関係受信票兼処理票

避難所（保管）→災害対策本部→本部食料担当（保管）

食料供給関係受信票兼処理票

No. _____

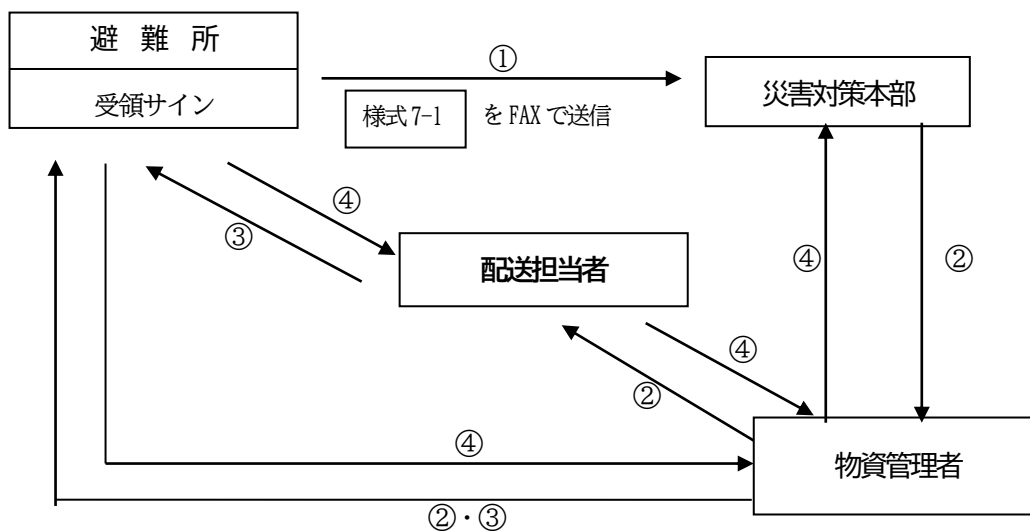
避難所	発信時期 月 日 午前・午後 時 分	
	避難所名 (住所)	
	発信依頼者	FAX _____ TEL _____
	避難者用.....食	うち軟らかい食事.....食 アレルギー食.....食
依頼	在宅避難者用.....食	うち軟らかい食事.....食 アレルギー食.....食
	計.....食	うち軟らかい食事.....食 アレルギー食.....食
	その他の依頼内容	
災害対策本部	受信者名	本部食料担当 受信票受取者名
	処理時刻 月 日 午前・午後 時 分	処理担当者サイン
	処理結果・内容 計.....食 うち軟らかい食事.....食 アレルギー食.....食	
	発注業者	TEL FAX
	配送業者	TEL FAX
	処理確認時間 月 日 午前・午後 時 分	処理担当者サイン

- ※ 行政担当者は、FAXで依頼を行うことを原則とする。
- ※ FAXで依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残すこと。
- ※ 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- ※ 災害対策本部の担当者は、受領確認時に様式6-2「食料処理台帳」に記入する。
- ※ 避難者用の食料数には、行政担当者、施設管理者の必要数も含めること。

物資依頼伝票の記載方法及び使用方法

- 1 避難所では、伝票の①の枠内に必要な事項を記入する。
 - (1) 物資班は、伝票に記入するときは同一品種、サイズごとに記入する。
 - (2) 物資班は、伝票を物資ごとの品名の「受払簿」に伝票No.と依頼数量などを転記する。
 - (3) 転記後は、伝票を行政担当者に渡す。
 - (4) 行政責任者は、避難の物資班から受けた「物資依頼伝票」に必要な事項を記入の上、発注依頼者欄に行政担当者の署名をして、災害対策本部に伝票を送付する。
- 2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入する。
 - (1) 災害対策本部の物資管理部門の職員は、伝票の内容を品名ごとの「受取簿」に記入する。
 - (2) 発送時には、その内容を台帳及び伝票に記入する。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡す。
- 3 配送担当者は、伝票③の枠内に必要事項を記入する。
 - (1) 配送担当者は、伝票④の枠内に避難所の行政担当者のサインを得てから物資を渡す。
 - (2) 行政担当者が不在の時は、物資班の班長のサインを受ける。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理部門の担当者に渡す。
 - (4) サインをした物資班の班長は、その旨を行政担当者に連絡する。
 - (5) 物資班は「受払簿」に数量などを記入する。
- 4 災害対策本部の物資班の担当者は、台帳にその内容を記入し、台帳と伝票とを保管する。
- 5 物資管理者が直接配送するときは、配送担当者と同様の記入を行う。

物資依頼伝票の受け渡し順序



※ 各担当者は、確実に伝票の受け渡しを行うこと。

様式7-2 避難所用物品受払簿

No. _____

避難所用物品受払簿

品名	大分類	単位呼称	避難所名					
	中分類							
	小分類							
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考	
月 日現在における 数量の合計			受 入	払 出		残 高		

- ※ この用紙は、避難所で保管しておく。
- ※ 代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票のNo.」を記入する。

様式8 避難所への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（例）

避難所への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（例）

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず要配慮者（高齢者・障害者・子ども等）、大人の順に配分します。
- ③ 物資の配分は、各組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- ④ 物資などの配付は、原則毎日____時頃に、場所は_____で物資班が配付するので、秩序を保って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配付する物資などの内容・数量は、そのつど放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営組織本部の物資窓口申し込んでください。在庫があるものはその場でお渡しします。在庫のないものは本部へ要請しますので、入ったかどうかは各自で窓口を確認してください。

様式9 避難所運営委員会運営規約（例）

避難所運営委員会運営規約（例）

（目的）

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）避難者で構成する「（避難者）組」の代表者
- （2）行政担当者
- （3）施設管理者
- （4）避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

2 前項の規定にかかわらず、組の代表者が多い場合は、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、自主防災会の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

（廃止）

第3条 委員会は、電気、水道、ガス、電話などのライフラインの復旧時を目処に避難所を閉鎖し、解散する。

（任務）

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前 時と午後 時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を行うために、避難者で組織する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班、その他必要となる班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条第1項に基づき委員会に出席する。

（役員）

第5条 委員会に、委員の互選により会長1人、副会長 人を置く。

2 会長は委員会の業務を統括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第6条 総務班は、災害対策本部との連絡事項の整理、避難所の秩序維持、ボランティアの受け入れ、マスク対応に関すること等を行う。

2 総務班は、避難所の消灯を午後 時に行う。ただし、避難所などの照明を落とすだけとし、廊下、職員室などの管理のために必要な部屋は消灯しない。

3 総務班は、避難者の退所状況などをふまえ、避難部屋の移動を定期的に行う。

4 総務班は、委員会の事務局を務める。

（名簿班の業務）

第7条 名簿班は、避難所の名簿の作成、管理に関すること等を行う。

2 名簿は避難所の世帯ごとに作成する。

3 名簿班は、近隣の在宅避難者についても把握に努める。

（食料班の業務）

第8条 食料班は、避難所の食料の配給、管理に関すること等を行う。

2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得て行う。

3 食料は、(避難者) 組ごとに配付する。

4 食料班は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも食料を配給する。

(物資班の業務)

第9条 物資班は、避難所の物資の配給、管理に関すること等を行う。

2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得て行うこととし、特別なニーズがある物資など特別な要望については個別に対処する。

3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅避難者にも物資を配給する。

4 物資班は、不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第10条 救護班は、負傷者の対応や要配慮者への支援等を行う。

2 救護班は、避難所内の子ども保育、活動の支援を行う。

(衛生班の業務)

第11条 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットの対応に関すること等を行う。

2 衛生班は、毎日、午前 時と午後 時にトイレを清掃する。

3 犬、猫等動物類は、居住スペース以外の所定の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第12条 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出し、施設内の広報に関すること等を行う。

2 連絡・広報班は、午前 時から午後 時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。

3 連絡・広報班は、午後 時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、内容を伝える。

4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。

5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(その他)

第13条 この規約にないことは、その都度、委員会で協議して決める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する

様式10 避難所運営委員会名簿

避 難 所 運 営 委 員 会 名 簿

年 月 日

<管理責任者>

会 長		
副 会 長		
行政担当者		
施設管理者		

<避難所運営班> (◎は各班長、○は副班長)

班 名	氏 名	組 名	氏 名	組 名
総 務 班				
名 簿 班				
食 料 班				
物 資 班				
救 護 班				
衛 生 班				
連絡・広報班				

様式11 避難所で必要となる主な情報と資機材

避難所で必要となる主な情報と資機材

情報	資機材
<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・被害情報 ・余震、天気情報 ・水、食料の情報 ・生活物資情報 ・医療救護情報 ・風呂の開設情報 ・葬儀、埋葬に関する情報 ・ライフライン等の復旧情報 ・生活再建に関する情報 ・応急仮設住宅に関する情報 ・子どもの教育に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・電話、FAX ・テレビ、ラジオ ・パソコン通信機材 ・コピー機 ・無線機 ・非常用電源（発電機、バッテリー） ・特設公衆電話 ・特設公衆FAX

様式12 要配慮者の区分・避難行動等の特徴・配慮を要する主な事項

要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等、災害時における適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。

要配慮者の区分と、避難行動等の特徴、配慮を要する主な事項は以下のとおりである。

区 分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項	
障 害 者 (見)	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・点字による掲示板、トイレへの案内用ロープの設置などの工夫が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害者 言語障害者	音声による避難誘導の指示が困難。視界外の危険の察知が困難。自分の状況等を言葉で知らせることができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
	知的障害者	自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応する必要がある。
	精神障害者	災害発生時に精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段服用している薬が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要。 ・服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 ・医療機関や支援者との連絡体制が必要。
	難病患者	難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。特に人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。

区 分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	・避難誘導などの支援者の確保が必要。
乳幼児・児童	危険を判断し行動する能力がない、あるいは弱い。	・保護者の災害対応能力を高めておくことが必要。 ・学校における防災教育、登下校時の安全の確保が重要。
単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。	・災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
外国人	日本語による情報が十分理解できない場合がある。	・多言語による情報提供が必要。 ・ボランティアの他に翻訳機、パソコンの翻訳ソフト等を用いた伝達方法が必要。

様式13-1 避難所ペット登録台帳

No. _____

避難所ペット登録台帳

避難所名: _____

No.	飼育者	入所日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名
	氏名: 住所: 電話:							
	氏名: 住所: 電話:							
	氏名: 住所: 電話:							
	氏名: 住所: 電話:							
	氏名: 住所: 電話:							

※ ここでいうペットとは、犬・猫・鳥等であり、家庭で飼育している動物である。

様式13-2 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（例）

避難所におけるペットの飼育ルール広報文（例）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ペットは、必ず指定された場所で、つなぐか檻の中で飼ってください。
- 飼育場所や施設は、飼い主によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの苦情、危害防止に努めてください。
- 必ず屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- 給餌は時間を決めて、そのつどきれいに片付けてください。
- ノミの駆除に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 他の避難者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出てください。

様式14-1 避難所ボランティア受付票

避難所ボランティア受付票

No. _____

受付日	年 月 日
-----	-------

避難所名: _____

No.	ボランティア氏名等	性別	職業	ボランティアの種類	ボランティア経験の有無とその活動内容	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	
	氏名..... 住所..... 電話.....				有 無	

様式14-2 ボランティア活動者の持参品及び注意事項

ボランティア活動者の持参品及び注意事項

- 動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、軍手、防塵マスク、懐中電灯、雨具（カッパ）、長靴、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
- 救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープ、湿布薬など）
- 生活用品（タオル、ちり紙、洗面道具など）
- 保険証のコピー、小銭、地図、筆記用具、メモ帳
- ボランティアであることがわかる腕章や名札を必ず携行すること。
- 災害の種類や気候等により状況に合わせて必要なものを判断すること。
- 食事や宿泊場所は提供できません。
- ボランティア保険に加入し、活動に参加してください。

第3編 様式集

【様式1】自衛隊災害派遣要請書

入 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

入間市長 印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 () から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

公共土木被害調査票

年 月 日 午 時 分現在

災害の種類

地域番号

調査班番号

調査員名

1 公共建造物被害（寺院、神社を含む。）

名称

所在地

所有者（代表者）

所有者（代表者）住所、電話番号

被害状況

2 公共土木被害

名称

所在地

被害状況

- 13 道路破損
- 14 堤防破壊
- 15 がけくずれ
- 16 橋の流失
- 17 鉄道不通
- 18 道路冠水
- 19 道路不通
- 20 その他

現場略図

N
4
+

【様式5】被害集計票

被害集計票

年 月 日 午 時 分現在

災害の種類

地域番号

調査班番号

調査員名

人的被害

種 別	人 員	摘 要
8 死 者		
9 行方不明		
10 重 傷		
11 軽 傷		
12 計		

住家被害

種 別	戸 数	世帯数	人 員	摘 要
1 全壊(焼)				
2 流 失				
3 半壊(焼)				
4 一部破損				
5 床上浸水				
6 床下浸水				
7 計				

記 事

災 害 緊 急 速 報

年 月 日 午 時 分 発 信

地区番号 発信者名 受信者名

1 被害発生 自 月 日 午 時 分
 至 月 日 午 時 分

2 被害場所

3 被害程度

4 災害に対する処置

5 その他必要事項

発 生 速 報

入 間 市

	発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分			
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する 措置				
5 その他 必要事項				

〔注〕 内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

入間市

災害の種類		発信者		受信者							
被害報告		発生地域									
報告区分	自	月	日	至	月	日					
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死 者	人	田畑被害	田	流失・埋没	ha					
	行方不明者	人		田	冠 水	ha					
	負傷者	重 傷		人	畑	流失・埋没	ha				
		軽 傷		人	畑	冠 水	ha				
住家被害	全 壊 (焼) (流出)	棟	道路	決	壊	箇所					
		世帯		冠	水	箇所					
		人		文 教 施 設	箇所						
	半 壊 (焼)	棟		その他被害	病	院	箇所				
		世帯			橋 り よ う	箇所					
		人			河 川	箇所					
	一部破損	棟			その他被害	砂	防	箇所			
		世帯				清 掃 施 設	箇所				
		人				崖 く ず れ	箇所				
	床上浸水	棟				その他被害	鉄 道 不 通	箇所			
		世帯					被 害 船 舶	隻			
		人					水 道	戸			
床下浸水	棟	その他被害	電 話				回線				
	世帯		電 気				戸				
	人		ガ ス				戸				
被害非住家	公共建物		全壊 (焼)	火災発生			ブ	ロ	ク	塀等	箇所
			半壊 (焼)				り 災 世 帯 数	世帯			
	その他		全壊 (焼)				火災発生	建	物	件	
			半壊 (焼)		り 災 者 数			人			
その他	全壊 (焼)		火災発生	危	険			物	件		
	半壊 (焼)			そ の 他	件						

災害に対しておられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

市町村数 地区数・地区名

人員 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む)

被害状況調

入間市

災害の種類		発地域	
被害報告	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区分		被害		区分		被害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
					道路	決壊	箇所	
住家被害	全壊 (焼)	棟		その他被害	冠水	箇所		
		世帯			文教施設	箇所		
		人			病院	箇所		
	半壊 (焼)	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河川	箇所		
		人			砂防	箇所		
	一部破損	棟			清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	床上浸水	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	床下浸水	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀	箇所		
被害非住家	公共建物	全壊 (焼)	棟	り災世帯数	世帯			
		半壊 (焼)	棟	り災者数	人			
	その他	全壊 (焼)	棟	火災発生	建物	件		
		半壊 (焼)	棟		危険物	件		
				その他	件			

【様式10】被害状況調

(2/2)

区分		被害	区分	被害			
公共文教施設	千円		市町村災害対策本部	名称			
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円			設置	月	日	時
その他の公共施設	千円						
小計	千円			解散	月	日	時
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円	災害対策本部設置市町村名				
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
				計	団体		
			災害救助法適用市町村名				
			計	団体			
その他	千円		消防職員出勤延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出勤延人数	人			
備考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類・状況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）						

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	人的被害	

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	

詳細事項	
------	--

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家 [※] 以外の被害	
-----------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

入危管第 号
年 月 日

入間市長

罹災(被災)証明 交付申請書

システムID:

入間市長様

下記のとおり、罹災(被災)証明書の交付を申請します。

					申請日	年	月	日
罹災(被災)の原因 (災害名)					罹災(被災) 年月日	年	月	日
罹災 (代表) 者	フリガナ 氏名	男・女			生年月日 (和暦)	年	月	日
	住所	アパート名等						
	罹災(代表)者 区分	世帯主・所有者・事業主・その他			電話番号			
	区分備考				FAX番号			
申請者	フリガナ 氏名	男・女			生年月日 (和暦)	年	月	日
	住所	アパート名等						
	罹災(代表)者 との関係				<input type="checkbox"/> 委任状あり	電話番号		
世帯 状況 <input type="checkbox"/> 裏面あり	氏名	生年月日	性別	続柄	人的被害	備考		
建物 被害	所在地	アパート名等					<input type="checkbox"/> 裏面あり	
	建物区分	住家・非住家()						
	被害状況							
その他 被害								
備考								

本人 確認		添付 書類	写真・請求書(見積書)・診断書(死亡届)・他()
使用 目的	保険・他()	郵送 希望	罹災(代表)者住所・他()・来庁

【様式12】 罹災証明交付申請書

	氏名		生年月日	性別	続柄	人の被害	備考
	世帯状況						
建物被害	所在地						
	建物区分	住家・非住家()					
	被害状況						
	所在地						
	建物区分	住家・非住家()					
	被害状況						
	所在地						
	建物区分	住家・非住家()					
	被害状況						
	所在地						
	建物区分	住家・非住家()					
	被害状況						

入間市地域防災計画

令和5年4月改訂

作成 入間市防災会議